

○新国税徴収法の施行に伴う滞納処分関係書類の様式及びその処理要領について

昭和34年12月25日

34税第1,146号

総務部長

国税徴収法は、昭和34年4月法律第147号をもつて全部改正され、地方税法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（昭和34.11.20政令第356号）によつて、昭和35年1月1日から施行されることとなつたことに伴い新法施行後の滞納処分関係書類の様式及びその処理要領を別紙のとおり定めたから、次の事項に留意の上事務処理にいかんのないようにされたい。

記

この通達で定めた用紙については、別途配付するが、それまで（おおむね3月）既存の用紙に所要の調整を加えた上使用すること。差押解除書等従前の様式を補正して使用することができるもの又は要件の具備されているものについては、そのまま使用して差し支えないこと。

附 則（昭和48年税第66号）

- 1 この通達は、昭和48年7月1日から適用する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和49年税第7号）

- 1 この通達は、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この通達による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和50年税第261号）

- 1 この通達は、昭和50年3月20日から適用する。
- 2 この通達による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年税第447号）

この通達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年税第194号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成18年税第433号）

この通達は、通知の日から施行する。ただし、第58号様式の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年税第116号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成20年税第290号）

この通達は、平成21年1月1日から施行し、同日以後に公売公告を行った公売財産に係る入札について適用する。

附 則（平成21年税第371号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成22年税第357号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成23年徴対第67号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成25年徴対第38号）

この通達は、通知の日から施行する。ただし、第5号様式甲、第5号様式乙その1及びその2、第5号様式丙、第5号様式丁、第7号様式から第9号様式まで、第12号様式から第15号様式まで、第24号様式及び第25号様式、第29号様式、第37号様式、並びに第49号様式乙の改正規定、第5号様式乙その2の次に1様式を加える改正規定及び第9号様式を第9号様式その1とし、その次に1様式を加える改正規定は平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年徴対第76号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（平成28年徴対第79号）

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年税指第139号）

この通達は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和元年税指第49号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和元年税第1206号）

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和３年税指第17号）

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和３年税指第122号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和５年税指第1161号）

- 1 この通達は、令和５年10月１日から施行し、同日以後に買受代金納付期限が到来する公売について適用する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和８年税指第1001号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別紙

新国税徴収法施行に伴う滞納処分事務処理要領

様式目次

- 第１号様式 差押換請求書
- 第２号様式 差押換拒否通知書
- 第３号様式 換価申立書
- 第４号様式 保険等に付されている財産の差押通知書
- 第５号様式甲、乙、丙、丁 差押調書
- 第６号様式 担保権設定等財産の差押通知書
- 第７号様式 財産の引渡命令書
- 第８号様式 財産の引渡命令をした旨の通知書
- 第９号様式 債権差押通知書
- 第10号様式 担保権付債権差押通知書
- 第11号様式 取上調書
- 第12号様式 差押書
- 第13号様式 差押財産占有調書

第14号様式 差押財産の使用等許可申立書

第15号様式 差押通知書

第16号様式 組合員等の持分の払戻等請求書

第17号様式 組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書

第18号様式 差押解除通知書

第19号様式甲、乙 交付要求書

第20号様式甲、乙 交付要求通知書

第21号様式甲、乙、丙 交付要求解除通知書

第22号様式 交付要求解除請求書

第23号様式 交付要求解除拒否通知書

第24号様式甲、乙 参加差押（調）書

第25号様式甲、乙 参加差押通知書

第26号様式 参加差押関係書類引渡書

第27号様式 参加差押財産引渡通知書

第28号様式 差押財産引渡依頼書

第29号様式 参加差押財産引受調書

第30号様式 参加差押財産引受通知書

第31号様式 参加差押財産換価催告書

第32号様式甲、乙 参加差押解除通知書

第33号様式 参加差押解除請求書

第34号様式 参加差押解除拒否通知書

第35号様式 公売公告

第35号様式の2 見積価額公告

第35号様式の3 公売公告兼見積価額公告

第36号様式 見積価額票

第36号の2様式 見積価額調書

第37号様式 公売通知書

第37号の2様式 公売通知兼債権申立催告書

第37号の3様式 陳述書（個人用）

第37号の4様式 陳述書（法人用）

第37号の5様式 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

第38号様式 入札書

第39号様式 不動産等の最高価申込者決定通知書

第40号様式 不動産等の最高価申込者決定の公告

第41号様式 換価財産の買受申込等の取消申出書

第42号様式 不動産等の最高価申込者決定の取消通知書

第43号様式 売却決定取消通知書

第44号様式甲、乙、丙、丁 売却決定通知書

第45号様式 売却財産の引渡通知書

第46号様式 担保権の引受けの方法による換価申出書

第47号様式甲、乙、丙 債権現在額申立書

第48号様式 配当計算書

第49号様式甲、乙、丙 搜索調書

第50号様式 差押財産搬出調書

第51号様式 登記嘱託書（所有権登記名義人表示変更、所有権移転用）

第52号様式 登記嘱託書（差押え、参加差押え用）

第52号様式の2 登記原因証明情報（差押え、参加差押え用）

第52号様式の3 登記嘱託書兼登記原因証明情報（差押え、参加差押え用）

第53号様式 登記嘱託書（地上権等の差押え用）

第53号様式の2 登記原因証明情報（地上権等の差押え用）

第53号様式の3 登記嘱託書兼登記原因証明情報（地上権等の差押え用）

第54号様式 登記嘱託書（公売処分による所有権移転用）

第54号様式の2 登記原因証明情報（公売処分による所有権移転用）

第55号様式 登記嘱託書（差押登記抹消用）

第55号様式の2 登記原因証明情報（差押登記抹消用）

第55号様式の3 登記嘱託書兼登記原因証明情報（差押登記抹消用）

第56号様式 登記嘱託書（抵当権設定用）

第56号様式の2 抵当権設定登記承諾書

第56号様式の3 登記原因証明情報（抵当権設定用）

第57号様式 登記嘱託書（抵当権抹消用）

第57号様式の2 登記原因証明情報（抵当権抹消用）

第57号様式の3 登記嘱託書兼登記原因証明情報（抵当権抹消用）

第58号様式 閲覧申請書

第59号様式 換価執行に関する求意見書

第60号様式 換価執行決定告知書

第61号様式甲、乙 換価執行決定通知書

第62号様式 交付要求書等及び滞納処分（差押）関係書類引渡書

第63号様式甲、乙、丙 換価執行決定取消通知書

第64号様式甲、乙 換価執行決定取消通知書兼公売手続の続行通知

差押換請求書										
神奈川県		事務所長 殿		年 月 日						
				請 求 者 住(居)所 氏 名						
次のとおり、差押換えを請求します。										
滞 又 被 納 納 相 者 は 続 人	住(居)所									
	氏 名									
滞 納 金 額	督促状 番 号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	備 考
						円	法律による円 金額		円 法律による円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差 れ し て 押 い さ る え 財 ら 産	名称、数量、性質、所在、その他							権 利 の 内 容		
	差押年月日	年 月 日								
新 請 た 求 に す 差 る 押 財 え 産 を	名称、数量、性質、所在、その他							価 額		
								円		

(処理要領)

- 1 この請求書は、第三者が国税徴収法第50条第1項の規定に基づき差押換えを請求する場合又は相続人が同法第51条第2項の規定に基づき差押換えを請求する場合に使用させる。
- 2 「滞納者又は被相続人」欄の記載に当たっては、「滞納者」又は「被相続人」の文字のうち該当しない方を抹消させるとともに、請求者が相続人である場合には、「住(居)所」欄には被相続人の死亡時の住所又は居所を記載させる。
- 3 「差し押さえられている財産」の「権利の内容」欄には、差し押さえられている財産に対して差押換えを請求する第三者が有する質権、抵当権等の権利の名称、その他必要と認める事項を記載させる。なお、相続人が差押換えを請求する場合には、この欄は記載することを要しない。

差押換拒否通知書		
請求者		年 月 日
様		
神奈川県		事務所長 印
あなたから請求のありました差押換えについては、次の理由により応じることができません。		
滞又被 納納続 者は人	住(居)所	
	氏 名	
差 押 換 え を 拒 否 す る 理 由		
備 考		

1 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この通知書に記載されている処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

1 この通知書は、国税徴収法第50条第2項又は同法第51条第3項の規定により差押換えの請求を拒否する場合に使用する。

2 「備考」欄には必要に応じて、差押換請求の年月日、差押換請求の目的となつた差押えの年月日等を記載する。

3 「滞納者又は被相続人」欄については、いずれか不要の方の文字を抹消する。

4 国税徴収法第50条第2項の規定により通知する場合には、不服申立て及び取消訴訟の教示文を抹消して使用する。

第3号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

換価申立書			
神奈川県		事務所長 殿	年 月 日
		申 立 者	
		住(居)所	
		氏 名	
先に差押換えを拒否された次の財産の換価を申し立てます。			
滞 納 者	住(居)所		
	氏 名		
換 価 申 立 財 産	名称、数量、性質、所在、その他		価 額
			円
差押換拒否通知書を受けた年月日		年 月 日	

(処理要領)

この申立書は、国税徴収法第50条第1項の規定に基づく差押換への請求を拒否された第三者が、同条第3項の規定に基づきその請求した財産につき換価を申し立てる場合に使用させる。

保険等に付されている財産の差押通知書										
保険者又は共済事業者 様							年 月 日			
神奈川県							事務所長 印			
次のとおり、財産を差し押さえましたので、国税徴収法第53条第1項の規定により、保険金又は共済金は本県に支払わなければならないこととなりますから、通知します。										
滞 納 者	住(居)所									
	氏 名									
滞 納 金 額	督促状 番 号	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備 考
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差 押 財 産										
差 押 年 月 日			年 月 日							

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

(処理要領)

- 1 この通知書は、国税徴収法第53条第1項の規定により、同項に規定する保険者又は共済事業者に対し差押えの通知をする場合に使用する。
- 2 「差押財産」欄には、保険等に付されている財産の名称、数量、性質、所在等を記載するが、その財産に係る保険等の内容については記載しないことに留意する。
- 3 「差押年月日」欄には、当該差押えに係る差押調書の日付を記載する。

差押調書										
年 月 日 神奈川県 事務所 神奈川県徴税吏員 ㊟										
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。										
滞納者	住（居）所									
	氏 名									
滞納金額	督促状番	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞処分納費	備考
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差押財産										
滞納処分のため 捜索した場所 又は物					捜索日	時	午後 午後	前後 前後	時 分から 時 分まで	
上記の捜索に立ち会い差押調書謄本を受領しました。 ()										
差押調書謄本() () 年 月 日										
差押調書謄本を()に差し置きました。 神奈川県徴税吏員 ㊟ 年 月 日										
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます(理由 封印(公示書)により差し押さえた旨表示しました。 様 神奈川県 事務所 神奈川県徴税吏員 ㊟ 年 月 日										
上記差押調書謄本記載の差押財産を保管します。 年 月 日 保管者										

(処理要領)

- この調書の謄本には、次のように記載する。
- 1 上記「滞納金額」欄に掲げた税額等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから(「備考」欄に※の記載のあるものは地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収(又は納期限変更)の告知に係る期限までに完納されていないことから、また、※の記載のあるものは次の理由が生じたことから)、国税徴収法第47条第1項第1号(「備考」欄に※の記載のあるものは同条同項第2号、また、※の記載のあるものは同条第2項)の規定により差押えをしたものです。
(※の理由)
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この差押えに不服があるときは、この差押えのあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この差押えについては、上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

差押調書											
年 月 日											
神奈川県 事務所 神奈川県徴税吏員 ㊟											
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。											
滞 納 者 (債 権 者)	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	督促 番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備考	
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
差 押 債 権	債務者	住(居)所				氏名					
履 行 期 限											
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日()											
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日()											

(処理要領)

この調書は、「第5号様式乙 その2」及び「第9号様式 その1」と併せて複写により作成する。ただし、差し押さえた債権が電子記録債権である場合は、「第5号様式乙 その3」、「第9号様式 その1」及び「第9号様式 その2」と併せて複写により作成する。

差押調書(謄本)											
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。										年 月 日	
神奈川県 神奈川県徴税吏員										事務所 ㊟	
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。											
滞 納 金 額	督促状 番 号	年度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備 考	
						円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
差 押 債 権	債務者	住 (居) 所				氏 名					
履 行 期 限											
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 ()											
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 ()											

- 1 上記「滞納金額」欄に掲げた税額等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから(「備考」欄に※の記載のあるものは地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収(又は納期限変更)の告知に係る期限までに完納されていないことから、また、*の記載のあるものは次の理由が生じたことから)、国税徴収法第47条第1項第1号(「備考」欄に※の記載のあるものは同条同項第2号、また、*の記載のあるものは同条第2項)の規定により差押えをしたものです。
- (※の理由)
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この差押えに不服があるときは、この差押えのあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この差押えについては、上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

差押調書(謄本)

この差押債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求を禁じます。

年 月 日

神奈川県 事務所
神奈川県徴税吏員 (印)

次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。

滞 納 金 額	督促状 番 号	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備 考
						円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差 押 債 権	債務者	住（居）所				氏 名				
履 行 期 限										
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 ()										
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 ()										

- 1 上記「滞納金額」欄に掲げた税額等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから(「備考」欄に※の記載のあるものは地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収(又は納期限変更)の告知に係る期限までに完納されていないことから、また、*の記載のあるものは次の理由が生じたことから)、国税徴収法第47条第1項第1号(「備考」欄に※の記載のあるものは同条同項第2号、また、*の記載のあるものは同条第2項)の規定により差押えをしたものです。
(※の理由)
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この差押えに不服があるときは、この差押えのあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この差押えについては、上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

差押調書										
年 月 日										
神奈川県 事務所長 印										
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。										
滞納者	住(居)所									
	氏 名									
滞納金額	督促 番号	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備 考
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
							//		//	
差押財産										
差押書(滞納者あて)を受領しました。										
年 月 日 ()										

(処理要領)

この調書は、国税徴収法第54条の文書に使用し、「第12号様式」と併せて複写により作成する。

差押調書										
年 月 日										
神奈川県 事務所 神奈川県徴税吏員 ㊟										
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。										
滞納者	住〔居〕所									
	氏 名									
滞納金額	督促状番	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞処分納費	備考
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差押財産										
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日()										
差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日()										

(処理要領)

- 1 この調書は、「第15号様式」と併せて複写により作成する。
- 2 この調書の謄本には、次のように記載する。

1 上記「滞納金額」欄に掲げた税額等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから(「備考」欄に※の記載のあるものは地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収(又は納期限変更)の告知に係る期限までに完納されていないことから、また、※の記載のあるものは次の理由が生じたことから)、国税徴収法第47条第1項第1号(「備考」欄に※の記載のあるものは同条同項第2号、また、※の記載のあるものは同条第2項)の規定により差押えをしたものです。

(※の理由)

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

3 この差押えに不服があるときは、この差押えのあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

4 この差押えについては、上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

担保権設定等財産の差押通知書									
権 利 者 等	住 (居) 所	年 月 日							
	氏 名								
様									
神奈川県 事務所長 									
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえました。 国税徴収法第55条の規定により通知します。									
滞 納 者	住(居)所								
	氏 名								
滞 納 金 額	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備 考	
				円	法律による円 金額	円	法律による円 金額		
					〃		〃		
					〃		〃		
					〃		〃		
					〃		〃		
					〃		〃		
差 押 財 産									
差 押 年 月 日				年 月 日					

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

(処理要領)

1 この通知書は、国税徴収法第55条の規定により、同条各号に掲げる権利者のうち知っている者に対して差押えの通知をする場合に使用する。

ただし、次に掲げる者に対しては国税徴収法施行令第22条第1項ただし書及び同条第2項の規定により、この通知書を発付しなくてもよいことに留意する。

(1) 同法第54条第1号に掲げる動産又は有価証券でこの通知書を受けるべき者が占有するものを差し押さえたときにおいて、差押調書謄本の交付を受けた者

(2) 同法第146条第3項の規定により差押調書謄本の交付を受けた者

2 「差押財産」欄には、差押財産が仮差押え又は仮処分がされている財産であるときは、差押財産の名称、数量、性質、所在のほか、仮差押え又は仮処分に係る事件番号を記載する。

3 「差押年月日」欄には、当該差押えに係る差押調書の日付を記載する。

財産の引渡命令書											
占有者 様 神奈川県 事務所長 年 月 日 印											
次の滞納者の滞納金額を徴収するために必要がありますので、あなたが占有している滞納者所有の財産を次のとおり徴税吏員に引き渡してください。											
滞 納 者	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	督促状 番 号	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備 考	
						円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
引 渡 命 令 財 産											
	占有者	住(居)所					氏名				
引 渡 期 限						引 渡 場 所					
引渡命令書を発する根拠規定及びその理由											

- 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この命令書作成の日までのものです。
- 2 この命令に不服があるときは、この命令を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 この命令については、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (処理要領)
- 1 この命令書は、国税徴収法第58条第2項の規定に基づき、滞納者の有する動産又は有価証券を占有する第三者に対して、当該財産の徴税吏員に引き渡すべきことを命じる場合(同条を準用する同法第65条の規定に基づき第三者が占有する債権に関する証書を取り上げる場合及び同じく同条を準用する同法第71条第4項の規定に基づき第三者が占有する自動車、建設機械又は小型船舶を徴税吏員に占有させる場合を含む。)に使用する。
- 2 この命令書は、「第8号様式」と併せて複写により作成する。
- 3 「引渡命令財産」欄には、引渡しを命ずる動産又は有価証券等の名称、数量、性質、所在その他を記載する。
- 4 欄外に同法第59条第1項から第3項まで及び同法施行令第25条に規定する第三者の権利の保護に関する事項を印刷する。

財産の引渡命令をした旨の通知書										
滞納者 年 月 日 様 神奈川県 事務所長 印 次のとおり滞納金額を徴収するため、あなたの財産の占有者に対して財産の引渡命令書を発しましたので、通知します。										
滞 納 者	住(居)所									
	氏 名									
滞 納 金 額	督促状 番 号	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	備 考
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
引 渡 命 令 財 産										
	占有者	住(居)所					氏名			
引 渡 期 限					引 渡 場 所					
引渡命令書を発する根拠規定 及 び そ の 理 由										

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

(処理要領)

この通知書は、滞納者の動産又は有価証券等で第三者が占有しているものについて引渡命令を発したときに、その旨を国税徴収法第58条第2項(同法第65条及び同法第71条第4項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、滞納者に対して通知する場合に使用し、「第7号様式」と併せて複写により作成する。

債権差押通知書										
債務者		年 月 日								
様		神奈川県 事務所 神奈川県徴税吏員 ㊟								
次のとおり、滞納金額を徴収するため、債権を差し押さえますから、履行期限までに神奈川県あて支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払ってもその支払いは無効です。										
滞(債権者)納者	住(居)所									
	氏 名									
滞 納 金 額	督促 状 番 号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備 考
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差 押 債 権	債務者	住(居)所				氏名				
履 行 期 限										
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 ()										
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 ()										

1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

2 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

3 この通知書に記載されている処分については、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

この通知書は、国税徴収法第62条第1項の文書に使用する。

債権差押通知書

電子債権記録機関
様

年 月 日

神奈川県 事務所
神奈川県徴税吏員



次のとおり、滞納金額を徴収するため、電子記録債権を差し押さえます。この通知を受けた後に差押電子記録債権の電子記録をしても、その電子記録は無効です。

滞 納 者 (債 権 者)	住(居)所									
	氏 名									
滞 納 金 額	督促 番号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備 考
						円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差 押 債 権	債 務 者	住(居)所			氏 名					
債権差押通知書(電子債権記録機関あて)を受領しました。 年 月 日()										

- 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 2 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 この通知書に記載されている処分については、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (処理要領)
この通知書は、国税徴収法第62条の2第1項に規定する電子債権記録機関への文書に使用する。

担保権付債権差押通知書											
担保権設定者 先取特権の権利者 様 神奈川県 事務所長 年 月 日 印 次のとおり、滞納者の滞納金額を徴収するため、担保権付債権を差し押さえました。 国税徴収法第64条の規定により通知します。											
滞 納 者 (債 権 者)	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	督促 番号	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備 考	
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
差 押 債 権	債務者	住(居)所					氏名				
	差押年月日		年 月 日		担保権の順位						
履 行 期 限											

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

取上調書		
年 月 日		
神奈川県 事務所 神奈川県徴税吏員 ⑩		
滞納処分上必要がありますので次の書類を取り上げます。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
取 り 上 げ た 証 書	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産
取上調書謄本を受領しました。 立 会 人()		
取上調書謄本(処分を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日 ()		

1 この取上げに不服があるときは、この取上げのあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この取上げについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

1 この調書は、国税徴収法第65条(同法第73条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、債権に関する証書等を取り上げた場合に、同法施行令第28条第1項の規定により作成する。ただし、同条第2項の規定により、上記の証書等の取上げに際し、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に取り上げた証書等の名称その他必要な事項を付記することにより取上調書の作成に代えることができることに留意する。

2 差押え前に証書等を取り上げた場合には、「取り上げた証書」の「差押財産」欄に記載することを要しない。

3 「取上調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の()内には、処分を受けた者と立会人の続柄又は関係を記載する。

4 「取上調書謄本(処分を受けた者あて)を受領しました。」の文言のある欄の()内には、処分を受けた者と謄本を受領した者との続柄又は関係を記載する。

差押書											
滞納者様										年 月 日	
神奈川県										事務所長	
印											
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえます。											
滞納者	住（居）所										
	氏 名										
滞納金額	督促 番号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分	納 費	備 考
						円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
差 押 財 産											

1 上記「滞納金額」欄に掲げた税額等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、「備考」欄に※の記載のあるものは地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収(又は納期限変更)の告知に係る期限までに完納されていないことから、また、※の記載のあるものは次の理由が生じたことから)、国税徴収法第47条第1項第1号(「備考」欄に※の記載のあるものは同条同項第2号、また、※の記載のあるものは同条第2項)の規定により差押えをしたものです。

(※の理由)

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押書作成の日までのものです。

3 この差押えに不服があるときは、この差押えのあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

4 この差押えについては、上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

この差押書は、国税徴収法第68条第1項等の文書に使用する。

差押財産占有調書		
年 月 日		
神奈川県 神奈川県徴税吏員		事務所 Ⓜ
次のとおり、差押財産を占有します。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
占 有 財 産		
	差 押 年 月 日	
年 月 日		
差押財産占有調書謄本を受領しました。 立 会 人()		
差押財産占有調書謄本(下記保管者あて)を受領しました。 ()		
上記差押財産占有調書謄本記載の財産の保管を命じます。 (保管命令を行った理由) 年 月 日 様 神奈川県 事務所 神奈川県徴税吏員 Ⓜ		

(処理要領)

1 この調書は、国税徴収法第71条第3項の規定により差し押さえた自動車、建設機械又は小型船舶を徴税吏員が占有した場合において、搜索調書を作成しないときに作成する。

2 「占有財産」欄は、その差押財産に係る差押調書の記載に準じて記載する。

3 「差押財産占有調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の()内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記載する。

4 「差押財産占有調書謄本(下記保管者あて)を受領しました。」の文言のある欄の()内には、財産を保管する者と謄本の受領者との続柄又は関係を記載する。

5 占有した自動車、建設機械又は小型船舶を契約により第三者に保管させる場合においては、最下欄の文言を「上記財産は通知のあるまで無償で保管します。」等と訂正し又はその文言を欄外に記載して保管者の署名(記名を含む。)を求める。

6 この調書の謄本には、次のように記載する。

1 この占有に不服があるときは、この占有のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この占有については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

差押財産の使用等許可申立書		
神奈川県 事務所長 殿		年 月 日
申立者		
()住(居)所 氏 名		
()住(居)所 氏 名		
()住(居)所 氏 名		
次の差押財産の使用(航行、運行)の許可を申し立てます。		
滞納者	住(居)所	
	氏 名	
差押財産		
		差 押 年 月 日
使用等をする理由		
諾否の通知		年 月 日
神奈川県 事務所長		印

1 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この通知書に記載されている処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

1 この申立書は、滞納者が国税徴収法第70条第5項の規定により差押中の船舶、航空機の航行の許可を申し立てる場合及び同法第71条第6項の規定により差押中の自動車、建設機械又は小型船舶の運行、使用又は航行の許可を申し立てる場合に使用させる。

2 この申立書は、申立者に対する諾否の通知書にも使用するので、そのため副本数通を併せて提出させる。

3 「申立者、住(居)所、氏名」欄の()内には、例えば、(抵当権者)、(交付要求権者)等と、差押財産に対して有する申立者の権利の名称等を記載させる。

4 「使用等を必要とする理由」欄には、使用等を必要とする理由と使用の条件をなるべく具体的に記載させる。

5 「諾否の通知」欄には、申立てを許可する場合は、「上記申立てのとおり使用を許可する。」等と記載し、許可条件を付する場合はその条件を付記する。また、申立てを拒否する場合は、「上記申立ては、相当の理由がないため許可しない。」等と記載し、その理由を付記する。

差押通知書										
第三債務者 年 月 日										
様 神奈川県 事務所 神奈川県徴税吏員 ㊟										
次のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押さえます。										
滞 納 者	住(居)所									
	氏 名									
滞 納 金 額	督促状 番 号	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	備 考
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差 押 財 産										

1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

2 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

3 この通知書に記載されている処分については、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

この通知書は、国税徴収法第73条第1項の文書に使用する。

組合員等の持分の払戻等請求書											
組合等の名称 代表者 様 神奈川県 事務所長 印 先に差し押さえた次の滞納者の持分を払戻し(譲受け)してください。 国税徴収法第74条第1項の規定により請求します。											
滞納者 (組合員等)	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	督促 状 番 号	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	備 考	
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
持分の払戻(譲受)請求の予告をした年月日						年 月 日					
払 戻 の 種 類 (譲受) 請求 及び 口 数 等											

1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この請求書作成の日までのものです。

2 この請求に不服があるときは、この請求を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

3 この請求については、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

この請求書は、国税徴収法第74条第1項の規定に基づき、事務所長が組合等に対して、滞納者の持分の払戻し等を請求する場合に使用する。

組合員等の持分の払戻等請求の予告通知書											
組合等の名称 代表者 神奈川県 事務所長 先に差し押さえた次の滞納者の持分の払戻し(譲受け)の請求をすることを予告します。 国税徴収法第74条第2項の規定により通知します。											
滞 納 者 (組合員等)	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	督促 番号	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備 考	
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
払 戻 の 種 類 (譲 受) 請 求 及 び 口 数 等											
	差 押 年 月 日			年 月 日							

1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

2 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

3 この通知書に記載されている処分については、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

この通知書は、国税徴収法第74条第1項の規定に基づき、事務所長が組合等に対して、滞納者の持分の払戻し等を請求するため、同条第2項の規定に基づき予告する場合に使用する。

差押解除通知書		
様		年 月 日
神奈川県 神奈川県徴税吏員		事務所 Ⓜ
次の財産の差押えを解除しました。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
差 押 解 除 財 産	名称、数量、性質、所在、その他	差 押 年 月 日
備 考		

- (処理要領)
- 1 この通知書は、差押解除した旨を、滞納者、第三債務者、国税徴収法第55条各号に掲げる者のうち知れている者及び交付要求をしている者に対して通知する場合に使用する。
- 2 「差押解除財産」の「差押年月日」欄には、差押えを解除する財産の差押年月日を記載し、その差押年月日が差押財産ごとに異なる場合には、それぞれの差押年月日を記載する。
- 3 「備考」欄には、次に掲げる事項を記載する。
- (1) 差押えを解除する財産が、動産又は有価証券であつて、当該財産を徴税吏員又は第三者が保管している場合においては、その引渡しに関すること
 - (2) 封印、公示書その他差押えを明白にするために用いた物の除去を滞納者に行わせるときは、その除去に関すること
 - (3) 取り上げた債権に関する証書等がある場合には、その引渡しに関すること
 - (4) 差押解除理由を記載する必要があるときは、その理由
 - (5) 差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に対し、差押財産を引き渡した場合はその旨

地方税法第14条の16による交付要求書											
要求先の執行機関名										年 月 日	
殿 神奈川県 事務所長 印											
次のとおり、地方税法第14条の16第5項の規定により、徴収金額を担保権者が配当を受けるべき金額のうちから徴収するため交付要求します。											
滞 納 者	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	督促状 番 号	年 度	期 別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 費	備 考	
						円	法律による円 金額	円	法律による円 金額		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
徴 金 収 額	「地方税法第14条の16第2項第1号の金額」から 「第2項第2号の金額」を差し引いた金額										
交 又 付 は 要 求 に 事 係 る 件 財 産 名											
	差 押 年 月 日			年 月 日							
	所有者	住(居)所					氏 名				
担 保 権 者	住 (居) 所					氏 名			登 記 順 位		

- 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。
- 2 「延滞金額」欄の()内には、この要求書作成の日までの延滞金額を記載しました。
- 3 「備考」欄の()内には、当該徴収金に係る法定納期限等を記載しました。

(処理要領)

この要求書は、地方税法第14条の16第5項の規定による地方税法施行令第6条の6第2項の文書に使用する。

交付要求書											
要求先の 執行機 関名	所在地					年 月 日					
	名称					殿					
神奈川県 事務所長 印											
次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定により交付要求します。											
滞 納 者	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	督促 番号	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 費	納 費	備考
							円法律による 金額	円	円法律による 金額	円	
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
又 は 事 件 に 係 る 財 産 名											
	執行機関名						差押年月日		年 月 日		

(処理要領)

- 1 この要求書は、国税徴収法第82条第1項の文書に使用し、「第20号様式甲」と併せて複写により作成する。
- 2 滞納処分をしている執行機関に対して交付要求する場合、この要求書には次のように記載する。
 - 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。
 - 2 「備考」欄の()内には、当該徴収金に係る法定納期限等を記載しました。

- 3 競売事件に対して交付要求する場合、この要求書には次のように記載する。
 - 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。
 - 2 「延滞金額」欄の()内には、この要求書作成の日までの延滞金額を記載しました。
 - 3 「備考」欄の()内には、当該徴収金に係る法定納期限等を記載しました。
- 4 破産事件において、破産管財人に交付要求する場合、この要求書には次のように記載する。

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。
- 5 破産事件において、優先的破産債権として破産裁判所に交付要求する場合、この要求書には次のように記載する。
 - 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。
 - 2 「延滞金額」欄に掲げた金額は、破産手続開始決定の前日までのものです。
- 6 破産事件において、劣後的破産債権として破産裁判所に交付要求する場合、この要求書には次のように記載する。
 - 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この要求書作成の日までのものです。
 - 2 「備考」欄の本税額は、破産手続開始決定の日における本税の残額を記載しました。

交付要求通知書											
滞 納 者	住 (居) 所					年 月 日					
	氏										
	名					様					
神奈川県 事務所長 印											
次のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求しました。 国税徴収法第82条第2項の規定により通知します。											
滞 納 者	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	督促 番号	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 費	納 費	備考
							円法律による 金額	円	円法律による 金額	円	
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
交 付 要 求 に 係 る 財 産 名											
	執行機関名						差押年月日	年 月 日			

1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

2 「延滞金額」欄の()内には、この通知書作成の日までの延滞金額を記載しました。

3 「備考」欄の()内には、当該徴収金に係る法定納期限等を記載しました。

4 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

5 この通知書に記載されている処分については、上記4の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

この通知書は、強制換価手続が破産事件である場合には、3の文言を記載せず、4から6の文言をそれぞれ3から5に繰り上げて記載する。

交付要求通知書											
権 利 者 等	住 (居) 所						年 月 日				
	氏 名						様				
神奈川県 事務所長 印											
次のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求しました。 国税徴収法第82条第3項の規定により通知します。											
滞 納 者	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	督促 番号	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 費	納 費	備考
						円	法律による 円 金額		円	法律による 円 金額	
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
							〃		〃		
交 付 要 求 に 係 る 財 産 名											
	執行機関名						差押年月日		年 月 日		
交付要求年月日			年 月 日								

- 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 2 「延滞金額」欄の()内には、この通知書作成の日までの延滞金額を記載しました。
- 3 「備考」欄の()内には、当該徴収金に係る法定納期限等を記載しました。

交 付 要 求 解 除 通 知 書		
要求先の執行機関名 殿		年 月 日
神奈川県		事務所長 印
次のとおり、交付要求を解除します。 国税徴収法第84条第2項の規定により通知します。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
交 付 要 求 の 解 除 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名	名 称、数 量、性 質、所 在、そ の 他	交付要求年月日
	執 行 機 関 名	

(処理要領)

- 1 この通知書は、交付要求を解除した場合において、その旨を国税徴収法第84条第2項の規定に基づき、交付要求先執行機関に通知するために使用する。
- 2 この通知書は、「第21号様式乙」と併せて複写により作成する。
- 3 この通知書は、強制換価手続が滞納処分以外の手続である場合には、事件番号の異なるごとに別紙とする。

第21号様式乙

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

交 付 要 求 解 除 通 知 書		
滞納者 様 年 月 日 神奈川県 事務所長 印		
次のとおり、交付要求を解除します。 国税徴収法第84条第3項の規定により通知します。		
滞納者	住(居)所	
	氏 名	
交付要求の解除に係る財産又は事件名	名 称、数 量、性 質、所 在、そ の 他	交付要求年月日
執 行 機 関 名		

(処理要領)

- この通知書は、交付要求を解除した場合において、その旨を国税徴収法第84条第3項の規定に基づき、滞納者に通知するために使用する。
- この通知書は、「第21号様式甲」と併せて複写により作成する。
- この通知書は、強制換価手続が滞納処分以外の手続である場合には、事件番号の異なるごとに別紙とする。

第21号様式丙

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

交付要求解除通知書		
権利者等 様		年 月 日
神奈川県 事務所長		印
次のとおり、交付要求を解除しました。 国税徴収法第84条第3項の規定により通知します。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
交 付 要 求 の 解 除 に 係 る 財 産 又 は 事 件 名	名 称、数 量、性 質、所 在、そ の 他	交付要求年月日
	執 行 機 関 名	
交付要求解除年月日		年 月 日

(処理要領)

- この通知書は、国税徴収法第84条第3項の規定により、同法第55条各号に掲げる者のうち知っている者に対して交付要求解除の通知をする場合に使用する。
- 「交付要求の解除に係る財産又は事件名」欄には、交付要求に係る強制換価手続が滞納処分以外の手続である場合においても事件番号による表示は行わない。

交付要求解除請求書				
年 月 日				
神奈川県 事務所長 殿				
請求者 住(居)所 氏 名				
次のとおり、交付要求の解除を請求します。				
滞 納 者	住(居)所			
	氏 名			
交付要求先 執行機関名			交付要求年月日	年 月 日
解 除 を 請 求 す る 理 由				
滞 納 者 が 所 有 す る 他 の 財 産	名 称、数 量、性 質、所 在、そ の 他		価 額	
			円	

(処理要領)

この請求書は、強制換価手続により配当を受けることができる債権者が、国税徴収法第85条第1項の規定に基づき、交付要求を解除すべきことを請求する場合に使用させる。

交付要求解除拒否通知書		
請求者等		年 月 日
様		
神奈川県		事務所長 印
あなたから請求のありました交付要求の解除については、次の理由により応じることができません。 国税徴収法第85条第2項の規定により通知します。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
交 付 要 求 の 解 除 を 拒 否 す る 理 由		
備 考		

- 1 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知書に記載されている処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (処理要領)
- 1 この通知書は、国税徴収法第85条第1項の規定により交付要求の解除の請求があつたが、その請求を相当と認めず、その旨を同条第2項の規定により請求者に通知する場合に使用する。
- 2 「備考」欄には、必要に応じて交付要求解除請求の年月日、解除請求の目的となつた交付要求の年月日等を記載する。

参加差押書										
参加差押先の執行機関名 年 月 日 殿 神奈川県 事務所長 印										
次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをします。										
滞納者	住(居)所									
	氏 名									
滞納金額	督促番号	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞処 分 納 費	備考
						円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
参加差押財産										
執行機関名						差押年月日		年 月 日		

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この参加差押書作成の日までのものです。
(処理要領)
この参加差押書は、国税徴収法第86条第1項の文書に使用する。

参加差押調書										
年 月 日										
神奈川県 事務所長 印										
次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをします。										
滞納者	住(居)所									
	氏 名									
滞納金額	督促番号	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞処 分 納 費	備考
							円法律による 円 金額	円法律による 円 金額		
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
参加差押財産										
執行機関名						差押年月日		年 月 日		

(処理要領)

この調書は、国税徴収法第86条第1項の文書に使用し、「第25号様式甲」と併せて複写により作成する。

参加差押通知書										
滞納者様										年 月 日
神奈川県 事務所長										印
次のとおり、滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされている財産について国税徴収法第8条第1項の規定により参加差押えをしましたので、同条第2項の規定により通知します。										
滞納者	住〔居〕所									
	氏 名									
滞納金額	督促番号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 納 費	備考
						円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
参加差押財産										
執行機関名							差押年月日	年 月 日		

1 上記「滞納金額」欄に掲げた税額等が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから「備考」欄に※の記載のあるものは地方税法第13条の2第1項の規定による繰上徴収(又は納期限変更)の告知に係る期限までに完納されていないことから、また、※の記載のあるものは次の理由が生じたことから、参加差押えをしたものです。

(※の理由)

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

3 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

4 この通知書に記載されている処分については、上記3の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

動産及び有価証券の参加差押えに使用する場合には、備考3中「又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日まで」の文字を抹消して使用する。

参加差押通知書										
権利者等					年 月 日					
様										
神奈川県					事務所長					印
次のとおり、滞納金額を徴収するため、参加差押えをしました。 国税徴収法第86条第4項の規定により通知します。										
滞 納 者	住(居)所									
	氏 名									
滞 納 金 額	督促 番号	年度	期別	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 処 分 費	備考
						円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
参 加 差 押 財 産										
	執行機関名				差押年月日		年 月 日			

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
(処理要領)
この通知書は、国税徴収法第86条第4項の文書に使用する。

第26号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

参加差押関係書類引渡書			
執行機関名		年 月 日	
殿			
神奈川県		事務所長	印
次の差押関係書類を引き渡します。			
滞 納 者	住(居)所		
	氏 名		
書 類 名	書 類 提 出 者 の 氏 名	通 数	備 考
上記の書類を受領しました。			
年 月 日			
神奈川県		事務所長 殿	
執行機関名			

(処理要領)

- この引渡書は、国税徴収法施行令第41条第1項の規定により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に参加差押書その他の書類を引き渡す場合に使用する。
- この引渡書は、正副2通を作成送付し、副本は受領証として署名(記名を含む。)の上返戻させる。
- 「備考」欄には、引渡しをする「参加差押書」の到達順位等を必要に応じて記載する。

参加差押財産引渡通知書					
執行機関名			年 月 日		
殿			神奈川県 事務所長		
次のとおり、参加差押えに係る財産を国税徴収法第87条第2項の規定により引き渡しますから通知します。					
滞納者	住（居）所				
	氏 名				
参加差押えをした執行機関名					
引渡 し す る 財 産	名 称、数 量、性 質、所 在、そ の 他			差 押 年 月 日	
保 管 者	住(居)所		氏 名		
引 渡 場 所					
引 渡 方 法					
備 考					

(処理要領)

1 この通知書は、国税徴収法施行令第39条の規定により、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に対して差押動産等を引き渡すべき旨を通知する場合に使用する。

2 徴税吏員以外の者が差押動産等を保管している場合であつて、保管者から直接その財産の引渡しをさせようとするときは、「引渡方法」欄に「保管者から直接の引渡しによる。」等とその旨を記載する。この場合には、この通知書と「第28号様式」と併せて複写するので「引渡方法」欄の文言に留意する。

3 徴税吏員が直接差押動産等を引き渡す場合には、「保管者」欄及び「引渡方法」欄の記載は省略しても差し支えない。

4 「備考」欄には、引渡財産の1日分の保管料等引渡しにつき必要があると認められる事項を記載する。

5 徴税吏員以外の者で差押動産等の保管をしているものに直接当該行政機関等への差押動産等の引渡しをさせようとするときは、国税徴収法施行令第39条第2項の規定により、第28号様式の「差押財産引渡依頼書」を添付しなければならないことに留意する。

参加差押財産引渡依頼書					
保管者			年 月 日		
殿					
神奈川県			事務所長		印
次のとおり、あなたが保管中の差押財産を参加差押えをした執行機関に引き渡してください。					
滞 納 者	住（居）所				
	氏 名				
参加差押えをした 執 行 機 関 名					
引 渡 し を 依 頼 す る 財 産	名 称、数 量、性 質、所 在、そ の 他			差 押 年 月 日	
	保 管 者		住(居)所		氏 名
引 渡 場 所					
引 渡 方 法					
備 考					

(処理要領)

- この依頼書は、国税徴収法第87条第2項の規定により、徴税吏員以外の者が保管している差押動産を、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に直接引渡しをさせようとする場合に使用する。
- この依頼書は、「備考」欄を除き「第27号様式」と併せて複写により作成する。
- 「備考」欄には、必要に応じて保管契約の年月日等を記載する。
- この依頼書は、保管者あてに送付するものではなく、第27号様式の「参加差押財産引渡通知書」に添付して、差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に送付するものであることに留意する。

参加差押財産引受調書		
年 月 日		
神奈川県		事務所長 印
次のとおり、参加差押財産の引渡しを受けます。		
滞 納 者	住（居）所	
	氏 名	
引 渡 し を 受 け た 財 産		
	参 加 差 押 年 月 日 年 月 日	
参加差押財産引受調書謄本を受領しました。		
立 会 人()		
参加差押財産引受調書謄本(保管者あて)を受領しました。		
()		
上記参加差押財産引受調書謄本記載の財産の保管を命じます。		
(保管命令を行った理由)		
年 月 日		
様		
神奈川県		事務所長 印

(処理要領)

1 この調書は、国税徴収法施行令第40条第1項の規定により参加差押えに係る差押動産等の引渡しを受けた場合に作成する。

2 「参加差押財産引受調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の()内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記入する。

3 この調書の謄本には、次のように記載する。

1 この搬出(保管命令)に不服があるときは、この搬出(保管命令)のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この搬出(保管命令)については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 引渡しを受けた動産等を、契約によりその財産を占有する第三者に保管させる場合においては、最下欄の文言を「上記財産は、通知があるまで無償で保管します。」等と訂正し、又はその文言を欄外に記載して、保管者の署名(記名を含む。)を求めるが、3の文言は記載しない。

参加差押財産引受通知書		
執行機関名		年 月 日
殿		
神奈川県		事務所長
		印
次のとおり、参加差押財産の引渡しを受けましたから通知します。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
引 渡 し を 受 け た 財 産		
	参加差押年月日	
年 月 日		
備 考		

(処理要領)

- この通知書は、国税徴収法施行令第40条第1項の規定により差押動産等の引渡しを受け、同条第4項の規定によりその旨をその引渡しをした行政機関等に通知する場合に使用する。
- 「備考」欄には、「参加差押財産引渡通知書」に記載してある財産のうち、数量の不足等により引渡しを受けることができない財産があるときは、その旨、その他必要と認められる事項を記載する。

参加差押財産換価催告書		
執行機関名		年 月 日
殿		
神奈川県		事務所長
		印
先に参加差押えをした次の財産を至急換価してください。 国税徴収法第87条第3項の規定により催告します。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
参 加 差 押 え を し た 財 産		
	参 加 差 押 年 月 日	年 月 日
	備 考	

(処理要領)

- 1 この催告書は、国税徴収法第87条第3項の規定により参加差押えをした事務所長が、差押えをした行政機関等に対して速やかに換価するように催告する場合に使用する。
- 2 「備考」欄には、この催告をすることを必要とする理由等を記載する。

参加差押解除通知書		
執行機関名又は滞納者		年 月 日
殿(様)		
神奈川県		事務所長 印
次のとおり、参加差押えを解除します。 国税徴収法第88条第1項の規定により通知します。		
滞 納 者	住 (居) 所	
	氏 名	
参 加 差 押 え を 解 除 す る 財 産	名 称、数 量、性 質、所 在、そ の 他	参加差押年月日
	執 行 機 関 名	

(処理要領)

- この通知書は、参加差押えを解除した場合に、国税徴収法第88条第1項の規定により、その旨を参加差押先執行機関等に通知するために使用する。
- この通知書は、参加差押先執行機関用と滞納者用とを併せて複写により作成する。

参加差押解除通知書		
権利者等		年 月 日
様		
神奈川県		事務所長 印
次のとおり、参加差押えを解除しました。 国税徴収法第88条第1項の規定により通知します。		
滞 納 者	住（居）所	
	氏 名	
参 加 差 押 え を 解 除 す る 財 産	名 称、数 量、性 質、所 在、そ の 他	参加差押年月日
	執 行 機 関 名	
参加差押解除年月日		年 月 日

(処理要領)

この通知書は、国税徴収法第88条第1項の規定により、同法第55条各号に掲げる者のうち知っている者に対して、参加差押解除の通知をする場合に使用する。

第33号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

参加差押解除請求書			
年 月 日			
神奈川県 事務所長 殿			
請 求 者			
住(居)所			
氏 名			
次のとおり、参加差押えの解除を請求します。			
滞 納 者	住(居)所		
	氏 名		
参加差押先執行機関名			参加差押年月日 年 月 日
解 除 を 請 求 す る 理 由			
滞 納 者 が 所 有 す る 他 の 財 産	名 称、数 量、性 質、所 在、そ の 他	価 額	
		円	

(処理要領)

この請求書は、国税徴収法第88条第1項で準用する同法第85条の規定により、強制換価
手続により配当を受けることができる債権者が、参加差押えを解除すべきことを請求する
場合に使用させる。

参加差押解除拒否通知書		
請求者		年 月 日
様		
神奈川県		事務所長 印
あなたから請求のありました参加差押えの解除については、次の理由により応じることができません。 国税徴収法第88条第1項の規定により通知します。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
参 加 差 押 え の 解 除 を 拒 否 す る 理 由		
備 考		

1 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この通知書に記載されている処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

1 この通知書は、国税徴収法第88条第1項で準用する同法第85条の規定により、参加差押えの解除の請求があつたが、その請求を相当と認めない場合に、その旨を請求者あてに通知するために使用する。

2 「備考」欄には、必要に応じて、参加差押解除請求の年月日、解除請求の目的となった参加差押えの年月日等を記載する。

公売公告									
神奈川県事務所長 年 月 日 印									
次のとおり差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条の規定により公告します。									
公 売 財 産 、 公 売 保 証 金	売却 区分	公 売 財 産				公売保証金		備考	
		名称、性質、所在、地上権等の内容その他		数 量					
							円		
		(注) 上記売却区分ごとに公売します。入札書は売却区分ごとに別紙としてください。							
公 売 方 法		入札、せり売り							
公 売 日 時	入 札 せり売り	年 月 日 午 前後 時 分から()午 前後 時 分まで							
	開 札	年 月 日 午 前後 時 分							
公 売 場 所									
売 却 決 定		日時	年 月 日 午 前後 時 分	場所					
代金納付期限		年 月 日 午 前後 時 分							
買受人についての 資格その他の要件									
そ の 他	1 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札又は再度せり売りを実施することがあります。								
	2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。								
	3								
	4								
	5								
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を事務所に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意してあります。									

(処理要領)

- 1 この公告書は、国税徴収法第95条の規定に基づき、公売を公告する場合に使用する。
- 2 この公告書は、動産及び有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成する。
- 3 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記入する。
- 4 「備考」欄の記載に当たっては、次の点に留意する。
 - (1) 見積価額の公告をしないものについては、その旨を記載する。
 - (2) 見積価額の決定が公売公告を掲示した日後となるため、見積価額の公告が後日となるものについてはその旨を記載する。この場合において、見積価額の公告は、見積価額公告の用紙にその価額等を記入の上、公売公告の右方に掲示する。
- 5 公売する財産の数が多いこと等により「公売財産、公売保証金、備考」欄を別紙とする場合には、この欄に「別紙のとおり」と記入する。
- 6 「公売日時」の「入札
せり売り」欄の()内には、せり売りの場合でその終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記入する。
- 7 「その他」欄には、国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項ではあるが念のため記載しておく方が実務上適切であると思われる事項を併せて記入する。

なお、念のため記載しておく方がよいと思われる一般的な事項としてこの欄の1及び2はあらかじめ印刷しておくこととしたが、他に必要と思われる事項があれば追加印刷して差し支えない。
- 8 公告する場合には、この公告書の下方に第38号様式裏面記載の「入札者の心得」を添付し併せて公告する。
- 9 滞納者が適格請求書(インボイス)発行事業者である場合は、適格請求書の交付が可能である旨を記載する。

見積価額公告				
年 月 日				
神奈川県 事務所長 印				
年 月 日付け 税第 号で公売公告を行った次の公売財産について、国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。				
公 売 財 産 、 見 積 価 額	売却 区分	公 売 財 産		見積価額 (最低公売価額)
		名称、性質、所在、地上権等の内容その他	数 量	
				円
		(注) 見積価額欄に※印のあるものは、その見積価額が該当物件にもはり付けてあります。		
備 考				

- (処理要領)
- この公告書は、国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告する場合に使用する。
 - この公告書は、公売公告ごとに作成し、公売公告の右方に掲示する。
 - 公売する財産の数が多いこと等により「公売財産、見積価額」欄を別紙とする場合には、この欄に「別紙のとおり」と記入する。

公売公告兼見積価額公告									
年 月 日									
神奈川県 事務所長									
次のとおり差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。									
公 売 財 産、 公 売 保 証 金、 見 積 価 額	売却 区分	公 売 財 産				公売保証金	見積価額 (最低公売価額)		
		名称、性質、所在、地上権等の内容その他			数 量		円	円	
(注) ① 上記売却区分ごとに公売します。入札書は売却区分ごとに別紙としてください。 ② 見積価額欄に※印のあるものは、その見積価額が該当物件にもはり付けてあります。									
公 売 方 法		入札、せり売り							
公 売 日 時	入 札 せり売り	年 月 日 午 前後 時 分から()午 前後 時 分まで							
	開 札	年 月 日 午 前後 時 分							
公 売 場 所									
売 却 決 定		日時	年 月 日 午 前後 時 分	場所					
代金納付期限		年 月 日 午 前後 時 分							
買受人についての 資格その他の要件									
そ の 他	1 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札又は再度せり売りを実施することがあります。								
	2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。								
	3								
	4								
	5								
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を事務所に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意してあります。									

(処理要領)

- 1 この公告書は、国税徴収法第95条及び第99条の規定に基づき、公売及び見積価額を同時に公告する場合に使用する。
- 2 この公告書は、動産及び有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成する。
- 3 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記入する。
- 4 公売する財産の数が多いこと等により「公売財産、公売保証金、見積価額」欄を別紙とする場合には、この欄に「別紙のとおり」と記入する。
- 5 「公売日時」の「入札
せり売り」欄の()内には、せり売りの場合でその終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記入する。
- 6 「その他」欄には、国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公告に記載しなくても法律上明確な事項ではあるが念のため記載しておく方が実務上適切であると思われる事項を併せて記入する。
なお、念のため記載しておく方がよいと思われる一般的な事項としてこの欄の1及び2はあらかじめ印刷しておくこととしたが、他に必要と思われる事項があれば追加印刷して差し支えない。
- 7 公告する場合には、この公告書の下方に第38号様式裏面記載の「入札者の心得」を添付し併せて公告する。
- 8 滞納者が適格請求書(インボイス)発行事業者である場合は、適格請求書の交付が可能である旨を記載する。

見積価額票			
年 月 日			
神奈川県 事務所長 印			
売却区分		財産名	
見積価額 (最低公売価額)		円	公売 保証金 円

(処理要領)

この見積価額票は、国税徴収法第99条第3項ただし書の規定により、公売する動産に見積価額を記載した用紙をはり付けることにより見積価額の公告に代える場合に使用する。

見積価額調書

差 押 え		主 任	副主幹	課長補佐	課 長	副所長	所 長
見積伺い							
決 定							

住(居)所

(所在地)

滞 納 者

氏 名

(法人名)

財 産 名	数量	単価	見 積 価 額	評価方法その他

(処理要領)

この調書は、国税徴収法第98条の規定により、公売財産の見積価額を決定する場合に使用する。

公売通知書										
年 月 日										
滞納者様										
神奈川県 事務所長 印										
次のとおり、国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条の規定により通知します。										
滞納者	住(居)所									
	氏名									
公売財産	名称、性質、所在、地上権等の内容その他					数量	公売保証金		見積価額(最低公売価格)	
							円		円	
公売の方法	入札売り	年 月 日 午 前後 時 分から() 午 前後 時 分まで								
	開札	年 月 日 午 前後 時 分								
公売場所										
売却決定		日時	年 月 日 午 前後 時 分				場所			
代金納付期限		年 月 日 午 前後 時 分								
買受人についての資格その他の要件										
その他										
公売に係る徴収金	督促番号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処分費	備 考
							円 法律による金額	円	円 法律による金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この書類作成の日までのものです。

なお、同日後に発生する滞納処分費(インターネット公売用オークションシステムを利用して公売を行う場合における当該システムの利用料等)は、この金額に加算されます。

(処理要領)

1 この通知書は、国税徴収法第96条第1項の規定に基づき、滞納者に対して公売の通知をする場合に使用する。

2 「公売に係る徴収金」欄には、必要に応じて、公売に係る徴収金以外の滞納徴収金を、その旨を明記した上、併記して差し支えない。

3 同条の規定を準用する法第109条第4項の規定により、差押財産を随意契約により売却する場合に送付する通知書は、この様式を適宜補正して使用する。

公売通知兼債権申立催告書										
利害関係人	住居所氏名	年 月 日								
	様									
神奈川県 事務所長 										
次のとおり、差押財産の公売をします。この財産の売却代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有している場合には、債権現在額申立書に債権の内容及び現在額を証する書類を添えて売却決定の日の前日までに当事務所に提出してください。 国税徴収法第96条の規定により通知します。										
滞納者	住(居)所氏名									
公売財産	名称、性質、所在、地上権等の内容その他					数量	公売保証金		見積価額 (最低公売価格)	
							円		円	
公売の方法	入札せり売り	年 月 日 午 前後 時 分から () 午 前後 時 分まで								
	開札	年 月 日 午 前後 時 分								
公売場所										
売却決定	日時	年 月 日 午 前後 時 分				場所				
代金納付期限		年 月 日 午 前後 時 分								
買受人についての資格その他の要件										
その他										
公売に係る徴収金	督促状番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備考
						円	法律による円金額	円	法律による円金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この書類作成の日までのものです。
なお、同日後に発生する滞納処分費(インターネット公売用オークションシステムを利用して公売を行う場合における当該システムの利用料等)は、この金額に加算されます。
(処理要領)
1 この通知書は、国税徴収法第96条の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる者のうち知れている者に対して公売の通知をする場合に使用する。
2 交付要求(参加差押えを含む。)をしている者に発するものについては、「公売財産」欄を必要に応じて簡記し、例えば、名称その他については、「何年何月何日差押えに係る三方桐三重筆箭1棹ほか家財道具何点」等とし、公売保証金及び見積価額の記載を省略しても差し支えない。
なお、「公売財産」欄は、質権者、交付要求をした者等の利害関係人にそれぞれ関係のある財産についてだけ記載すれば足りるものであることに留意する。
3 この催告書を発送する場合には債権現在額申立書の用紙を同封する。
4 同法第96条を準用する第109条第4項の規定により、差押財産を随意契約により売却する場合に送付する通知書は、この様式を適宜補正して使用する。

陳 述 書 (個人用)				
神奈川県 事務所長 殿				
※内容を確認し、□にチェックを入れてください。				
☐ 私は、暴力団員等ではありません。				
※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。				
☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。				
※該当する場合は、□にチェックを入れてください。				
☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。				
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。				
売却区分番号			陳述書作成日	令和 年 月 日
入 札 者 (買 受 申 込 者)	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)	電話番号 ()		
	氏 名			
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 令和	性別	☐ 男性 ☐ 女性

- 【注意事項】
- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
 - 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 - 3 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
 - 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
 - 5 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(運転免許証のコピー等(免許証を所持していない場合又は免許証記載の住所が住民票記載の住所と異なる場合は住民票の写しのコピー))を添付して提出してください。
 - 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
 - 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
 - 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(地方税法第171条等)。

(処理要領)
この様式は、入札者(個人)が国税徴収法第99条の2の陳述を行う場合に使用させる。

陳 述 書 (法人用)			
神奈川県		事務所長 殿	
※内容を確認し、□にチェックを入れてください。			
☐ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。			
☐ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。			
※該当する場合は、□にチェックを入れてください。			
☐ 自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。			
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			

売却区分番号			陳述書作成日	令和	年	月	日
入札者(買受申込者)	法人所在地	〒 ー					
		電話番号 ()					
	(フリガナ)						
	法人名称						
	代表者氏名						
	役 員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり					

【注意事項】

1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。

陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。

所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。

提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(全部事項証明等)」を併せて提出してください。

3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。

4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。

5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(地方税法第171条等)。

(処理要領)

この様式は、入札者(法人)が国税徴収法第99条の2の陳述を行う場合に使用させる。

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 ー					
	(フリガナ)					役 職	
	氏 名						
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日	性 別
2	住 所	〒 ー					
	(フリガナ)					役 職	
	氏 名						
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日	性 別
3	住 所	〒 ー					
	(フリガナ)					役 職	
	氏 名						
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日	性 別
4	住 所	〒 ー					
	(フリガナ)					役 職	
	氏 名						
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日	性 別
5	住 所	〒 ー					
	(フリガナ)					役 職	
	氏 名						
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和	☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日	性 別

【注意事項】

1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(全部事項証明等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。

3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。

4 役員全員(代表者を含む。)の氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(運転免許証のコピー等(免許証を所持していない場合又は免許証記載の住所が住民票記載の住所と異なる場合は住民票の写しのコピー))を添付して提出してください。

5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(処理要領)

「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」は、入札者が法人の場合に使用し、第37号様式の4に添付させる。

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 —				
	(フリガナ)					
	氏 名					
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年	月	日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
□法人	法人所在地	〒 —				
	(フリガナ)					
	法人名称					
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」 のとおり				

- 【注意事項】
- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
(個人の場合)氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。
(法人の場合)名称及び所在地は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となります。
 - 2 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が個人の場合は、その氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(運転免許証のコピー等(免許証を所持していない場合又は免許証記載の住所が住民票記載の住所と異なる場合は住民票の写しのコピー))の提出が必要です。
 - 3 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(全部事項証明書等)」の提出が必要です。
 - 4 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 - 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
 - 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(処理要領)

自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合、本様式を第37号様式の3又は第37号様式の4に添付させる。

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒				—	
	(フリガナ)					役 職	
	氏 名						
	生年月日	☐ 大正	☐ 平成	年	月	日	性 別
		☐ 昭和	☐ 令和				
2	住 所	〒				—	
	(フリガナ)					役 職	
	氏 名						
	生年月日	☐ 大正	☐ 平成	年	月	日	性 別
		☐ 昭和	☐ 令和				
3	住 所	〒				—	
	(フリガナ)					役 職	
	氏 名						
	生年月日	☐ 大正	☐ 平成	年	月	日	性 別
		☐ 昭和	☐ 令和				
4	住 所	〒				—	
	(フリガナ)					役 職	
	氏 名						
	生年月日	☐ 大正	☐ 平成	年	月	日	性 別
		☐ 昭和	☐ 令和				
5	住 所	〒				—	
	(フリガナ)					役 職	
	氏 名						
	生年月日	☐ 大正	☐ 平成	年	月	日	性 別
		☐ 昭和	☐ 令和				

【注意事項】

1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。

3 役員全員（代表者を含む。）を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。

4 役員全員（代表者を含む。）の氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（運転免許証のコピー等（免許証を所持していない場合又は免許証記載の住所が住民票記載の住所と異なる場合は住民票の写しのコピー））を添付して提出してください。

5 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。

(処理要領)

本様式は、自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合に使用させる。

第38号様式
(表)

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

入札書

売却区分の番号	入札価額										
			億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

公売公告及び裏面記載の入札者の心得を十分に読んだ上で上記のとおり入札します。

年 月 日

入 札 者	住 所 (所在地)										
	氏 名 (法人名)						連絡先(電話番号)				

代理人	氏 名		連絡先(電話番号)	
チェック欄	次順位買受申込みをします。 (不動産等の公売において、次順位買受申込資格者に該当した場合に、次 順位買受申込みをする場合は、左のチェック欄に○を記入してください。)			

神奈川県 事務所長 殿
(処理要領)

- 1 この入札書は、国税徴収法第101条の規定に基づき入札をする場合に使用する。
- 2 複数落札入札制の場合は、入札価額欄を上下に2分し、上欄に単価を、下欄に数量を記載できるよう修正して使用する。
- 3 裏面記載の「入札者の心得」は、公売公告の際に公売公告書(第35号様式)の下方に添付する。

(裏)

入札者の心得

- 1 入札書は、売却区分ごとに別用紙を使用してください。
- 2 代理人が入札するときは、あらかじめ委任状を提出してください。
- 3 入札書には、入札者の住所、氏名、連絡先(電話番号)、入札価額及び売却区分の番号を記入してください。

なお、入札者が代理人のときは、本人の住所、氏名、連絡先(電話番号)及び代理人の氏名、連絡先(電話番号)を記載してください。

また、公売財産が消費税・地方消費税の課税財産である場合には、入札価額の欄に記載された金額は、消費税・地方消費税を含む金額として取り扱われます。

- 4 字体は、はつきりと書いてください。また、訂正したり抹消したりしないでください。書き損じたときは、新しい入札書を使用してください。(ペン又はボールペンを必ず使用し、鉛筆は用いないでください。)
- 5 一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。
- 6 公売財産が不動産である場合において、入札者は、陳述書により暴力団員等でないことを陳述しなければ、入札をすることができません。
- 7 (期日入札の場合)公売保証金は、公売の場所に用意してある封筒の中に入れて封をし、封筒の表に所要事項を記載の上、入札前に納付してください。
- 8 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札書に記載すべき事項にもれがあるもの又は記載された事項が判読できないもの
 - (2) 入札書に記載された事項を訂正したもの
 - (3) 公売保証金を納付すべきもので、入札前に納付しないもの、又は納付した額が公告した額に満たないもの
- 9 次のいずれかに該当すると認められる事実がある者については、入札がなかつたものとし、又は最高価申込者の決定を取り消します。
 - (1) 入札をしようとする者の公売への参加若しくは入札、最高価申込者の決定、又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
 - (2) 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者
 - (3) 偽りの名義で買受申込みをした者
 - (4) 正当な理由がなく買受代金納付の期限までに代金を納付しない買受人
 - (5) 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
 - (6) (1)から(5)に掲げる者のほか、公売の実施を妨げる行為をした者
- 10 公売財産が不動産である場合において、最高価申込者等または自己の計算において最高価申込者等に入札等をさせた者が、次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者とする決定を取り消します。
 - (1) 暴力団員等に該当する者
 - (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- 11 9のいずれかに該当する者については、その事実があつた後2年間公売に参加することを制限します。
- 12 開札は、公売場所で行いますから、入札者は立ち会ってください。ただし、入札者が立ち会わない場合でも、他の職員立会いの上開札します。
- 13 開札の結果、見積価額以上の入札をした者のうち、最高価の入札をした者を最高価申込者と決定します。この場合、最高価の入札をした者が2名以上あるときは、更に入札をして決定し、なお価額が同じときは、くじで決定します。

また、公売財産が不動産等である場合において、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。)により入札をした者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者に決定します。次順位による買受の申込みは、入札書のチェック欄に○を記入することをもって行つてください。この場合、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。

- 14 開札の結果、入札者がいないとき、又は入札者があつてもその入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。
- 15 入札者が納付した公売保証金は、次により取り扱います。
- (1) 最高価申込者となつた者の納付した公売保証金は、買受代金の一部とします。
 - (2) 最高価申込者とならなかつた者の納付した公売保証金は、直ちに返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。
 - (3) 最高価申込者が買受代金の納付期限までにその代金を納付しないときは、公売保証金を返還せず滞納者の未納徴収金に充て、なお残余があるときは、滞納者に交付することになります。
 - (4) 9のいずれかに該当する者の納付した公売保証金は、返還せず県に帰属します。
- 16 最高価申込者に対し、次により売却決定を行います。
- (1) 動産、有価証券又は電話加入権については、公売日において最高価申込者を決定した直後に行います。
 - (2) 不動産等については、公売期日から起算して7日を経過した日から21日を経過した日までの期間内で執行機関の長が指定した日(国税徴収法第106条の2の規定による調査を嘱託した場合であつて、同日までにその結果が明らかでないときは、その結果が明らかになつた日)に行います。
 - (3) 売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。
- 17 買受代金は代金納付期限までに納付してください。
- 18 (期日入札の場合)公売保証金、買受代金は現金又は小切手(銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものに限る。)で納付してください。
(期間入札の場合)公売保証金、買受代金は執行機関が指定する納付方法で納付してください。
- 19 買受代金の納付前に換価に係る未納徴収金の完納の事実が証明されたときは、最高価申込者を決定した後又は売却決定をした後であつてもその決定を取り消します。
- 20 最高価申込者又は買受人は、換価財産に係る徴収金について滞納処分の続行の停止があつた場合には、その停止期間中に限り、入札又は買受けを取り消すことができます。
- 21 公売財産の権利移転は、買受代金を納付した時です。したがつて、買受代金納付後は、買受人の所有となりますから、財産のき損、焼失等による損害はすべて買受人の負担となります。
- 22 動産(自動車を含む。)の引渡しは、次により行います。
- (1) 引き揚げてある財産については、買受代金納付後、公売物件引換証と引換えに引き渡します。
 - (2) 引き揚げていない財産については、売却決定通知書を交付しますから、保管者から受け取ってください。
- 23 公売財産の権利移転につき登記(登録)を要するもの(電話加入権を除く。)について、その移転の登記(登録)を請求しようとする買受人は、買受代金納付の日に登録免許税額等に相当する印紙、又は領収証書を添えて請求してください。
- 24 買い受けた電話加入権及び総合デジタル通信サービス利用権に係る権利の移転の手続については次のことに留意してください。
- (1) 未納料金等は買受人の負担となります。
 - (2) 譲渡承認の請求は、買受人が速やかに直接NTT東(西)日本株式会社(所轄支店等)あてにしてください。
なお、買受代金納付の日から20日以内にこの承認が得られない場合は、売却決定を取り消しますから、執行した事務所まで連絡してください。
- 25 公売の場所に入出入りする者は公売を執行する職員の指示に従ってください。
- 26 その他特に注意すべき事項については、その都度お知らせします。

不動産等の最高価申込者決定通知書			
滞納者、利害関係人		年 月 日	
様			
神奈川県		事務所長 印	
次のとおり、換価財産の最高価申込者を決定しました。 国税徴収法第106条第2項の規定により通知します。			
滞 納 者	住(居)所		
	氏 名		
換 価 財 産		最 高 価 申 込	最 高 価 申 込 者
名 称 そ の 他		価 額	の 氏 名
		円	
最高価申込者の決定年月日		年 月 日	
売 却 決 定	日 時		場 所
	年 月 日 午 前 後 時 分		

- (処理要領)
- この通知書は、国税徴収法第106条第2項の規定に基づき、不動産等の最高価申込者の氏名その他を滞納者及び利害関係人のうち知れている者に通知する場合に使用する。
 - この通知書の欄外に「最高価申込者が上記換価財産を取得するのは売却決定をした後代金を完納したとき(代金納付期限 年 月 日)です。」等と印刷する。
 - 同条項の規定を準用する同法第109条第4項の規定により、随意契約により買受人となるべき者を決定した場合の通知書は、この様式を適宜補正して使用する。

不動産等の最高価申込者決定の公告			
年 月 日			
神奈川県		事務所長	
印			
次のとおり、換価財産の最高価申込者を決定しました。 国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。			
換 価 財 産		最 高 価 申 込	最 高 価 申 込 者
名 称 そ の 他	数 量	価 額	の 氏 名
		円	
最高価申込者の決定年月日		年 月 日	
売却決定	日 時		場 所
	年 月 日 午 前 時 分		

(処理要領)

- 1 この公告書は、国税徴収法第106条第2項の規定により、不動産の最高価申込者の氏名等を公告する場合に使用する。
- 2 差押財産を随意契約により売却する場合において、同項の規定を準用する同法第109条第4項の規定により、買受人となるべき者の氏名等を公告するときは、この様式を適宜補正して使用する。

換価財産の買受申込み等の取消申出書		
神奈川県 事務所長 殿		年 月 日
申 出 者 住(居)所 氏 名		
次のとおり、換価財産の買受けの申込み等を取り消します。		
滞 納 者	住(居)所	
	氏 名	
買 取 受 消 け の 申 込 み 等 財 産	名 称 そ の 他	数 量
買 受 け の 申 込 み 等 の 取 消 し を す る 理 由		

(処理要領)

この申出書は、公売財産の最高価申込者又は買受人が国税徴収法第114条の規定に基づき、その入札等又は買受けの取消しを申し出る場合に使用させる。

不動産等の最高価申込者決定の取消通知書			
買受人、滞納者、利害関係人		年 月 日	
様			
神奈川県		事務所長 印	
次のとおり、最高価申込者の決定を取り消します。			
最高価申込者	住(居)所		
	氏 名		
滞納者	住(居)所		
	氏 名		
最高価申込者の決定の取消しをする財産	名 称	そ の 他	数 量
最高価申込者の決定の取消しをする理由	国税徴収法第 条該当		
備考	※		

- 1 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又は換価財産の買受代金の納付の期限までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知書に記載されている処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

売却決定取消通知書		
買受人、滞納者、利害関係人、その他 様		年 月 日
神奈川県		事務所長
次のとおり、売却決定を取り消します。		
買受人	住(居)所	
	氏 名	
滞納者	住(居)所	
	氏 名	
売却決定の取消し財産	名 称 そ の 他	数 量
売却決定の取消し理由	国税徴収法第 条該当	
備考	※	

1 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又は換価財産の買受代金の納付の期限までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この通知書に記載されている処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

1 第42号様式又は第43号様式の通知書は、国税徴収法第108条、114条、115条、117条又は126条の規定に該当したため、あるいは公売手続に違法があつたため最高価申込者の決定又は売却決定を取り消す場合において、最高価申込者又は買受人、滞納者、利害関係人等にその旨を通知する場合に使用する。

なお、同法第108条により入札等がなかつたものとする場合には、開札する時にその場で口頭により通知又は宣言することにより行うものであることに留意する。

2 これらの通知書の送付先は公売の相手方(最高価申込者又は買受人)、滞納者、利害関係人(同法第106条第2項による通知書を送付した者)、第三債務者等(同法第122条第1項による通知書を送付した者)及び配当計算書を送付した者その他で必要と認められる者とする。

3 「最高価申込者の決定の取消しをする理由」欄又は「売却決定を取消しをする理由」欄には該当する規定を記載し、該当する規定がないものは「違法」等と記載する。

4 「備考」欄には公売保証金又は公売代金の返還、公売取消財産の取引その他公売の取消しに伴う処理事項で通知する必要があると認める事項を記載する。

なお、「備考」欄の記載事項は、名あて人の異なるごとにそれぞれ相違したものとなる場合があるので、「備考」欄の複写に際し注意するように※印をつけてあることに留意する。

5 不服申立て及び取消訴訟の教示文は、買受人に対する通知のみに記載する。

売却決定通知書			
買受人		年 月 日	
様			
神奈川県		事務所長	
		印	
次のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第118条の規定により通知します。			
滞 納 者	住(居)所		
	氏 名		
売 却 し た 財 産	名 称、性 質 及 び 所 在	数 量	売 却 価 額
			円
代金納付年月日		年 月 日	
交 付 書 類			

(処理要領)

この通知書は、国税徴収法第118条の文書に使用する。

売却決定通知書				
買受人		年 月 日		
様				
神奈川県		事務所長		印
次のとおり、換換財産の売却決定をしました。あなたに財産を引き渡しますから、保管者から受け取ってください。 国税徴収法第118条の規定により通知します。				
買受人	住(居)所			
	氏 名			
滞納者	住(居)所			
	氏 名			
売却した財産	名 称、性 質 及 び 所 在		数 量	売 却 価 額
				円
	保管者	住(居)所		氏 名
	代金納付年月日		年 月 日	
交付書類				

売却決定通知書			
買受人		年 月 日	
様			
神奈川県		事務所長 印	
次のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第118条の規定により通知します。			
買受人	住(居)所		
	氏 名		
滞納者	住(居)所		
	氏 名		
売却した財産	名 称、性 質 及 び 所 在	数 量	売 却 価 額
			円
代金納付年月日		年 月 日	
交付書類			

第44号様式丁(第三債務者等用)

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

売却決定通知書			
第三債務者等		年 月 日	
様			
神奈川県		事務所長	
		印	
次のとおり、換価財産の売却決定をしました。 国税徴収法第122条第1項の規定により通知します。			
買受人	住(居)所		
	氏 名		
滞納者	住(居)所		
	氏 名		
売却した財産	名 称、性 質 及 び 所 在	数 量	売却価額
			円
代金納付年月日		年 月 日	
交付書類			

売却財産の引渡通知書				
保管者		年 月 日		
様				
神奈川県		事務所長		印
あなたが保管中の差押財産は、次のとおり売却しましたから買受人に引き渡してください。 国税徴収法第119条第2項の規定により通知します。				
買受人	住(居)所			
	氏 名			
滞納者	住(居)所			
	氏 名			
売却した財産	名 称、性 質 及 び 所 在		数 量	売 却 価 額
				円
保管者 住(居)所		氏 名		
代金納付年月日		年 月 日		
交付書類				

(処理要領)

この通知書は、国税徴収法第119条第2項の規定の通知の文書に使用する。

担保権の引受けの方法による換価申出書									
神奈川県		事務所長 殿			年 月 日				
					申 出 者 住(居)所 氏 名				
次のとおり、差押財産に設定してある担保権を買受人に引き受けさせる方法で換価してください。									
滞 納 者	住(居)所								
	氏 名								
差 押 財 産	名 称、性 質、所 在、そ の 他				数 量				
買 せ 受 よ 人 う に と し る 担 保 権 に 引 き 受 け さ	種 類		登 記 登 録			債 権 金 額		弁 済 期 限	
			年 月 日		番 号				
						円			
債 務 者	住(居)所					氏 名			
諾否の通知									
					神奈川県 事務所長		年 月 日 印		

1 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この通知書に記載されている処分については、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

1 この申出書は、公売財産上の質権、抵当権又は先取特権を有する者が、国税徴収法第124条第2項及び国税徴収法施行令第47条の規定に基づき、これらの買受けを買受人に引き受けさせることを申し出る場合に使用させる。

2 この申出書は原則として財産1件ごとに別紙とし、できるだけ登記簿抄本等を添付させる。

3 この申出書は正副2通提出させ、副本には事務所長回答を記載して申出者に返付する。

4 「諾否の通知」欄には、申出を認める場合は「上記申出のとおりとする。」と記載する。また、申出を拒否する場合は、「上記申出は認めない。」と記載し、その理由を附記する。

債権現在額申立書				
神奈川県 事務所長 殿			年 月 日	
私が公売財産に対して有する権利は次のとおりです。			申立者	住(居)所 氏 名
滞 納 者	住(居)所		氏 名	
公 財 売 産				
公 債 売 財 産 上 に あ る 利	権 利 の 表 示		債 権 極 度 額 (根) 抵 当 権	債 権 極 度 額 (根) 抵 当 権
			差 押 時 の 債 権 額 円	差 押 時 の 債 権 額 円
	債 務 者	住(居)所		
		氏 名		
	弁 済 期 限			
	そ の 他			
債 現 在 債 額	元 本		円	円
	利 息	(元本) (利率) (期間) $\left[\begin{array}{c} \text{起算日} \\ \text{年 月 日} \end{array} \right]$ 円 × × =	円	(元本) (利率) (期間) $\left[\begin{array}{c} \text{起算日} \\ \text{年 月 日} \end{array} \right]$ 円 × × = 円
		円	円	
添 付 書 類 (債権の内容及び現在額を証するもの)				

備考 利息は換価代金交付期日(. .)までのものを計算して記載してください。

(処理要領)

- この申立書は、国税徴収法第130条第1項の規定に基づき、同法第129条第1項第3号又は第4号に掲げる債権を有する者が、公売財産の売却代金から配当を受けるため、債権の現在額を申し立てる場合に使用させる。
- この申立書は、差押財産1件ごとに別紙とさせる。

債権現在額申立書										
執行機関名 殿 神奈川県 事務所長 年 月 日 当庁が交付要求(参加差押え)をした徴収金の現在額は次のとおりです。 印										
滞 納 者		住(居)所				氏 名				
公 売 財 産										
交付要求(参加差押え)をした徴収金の現在額	年 度	税 目	納期限	本 税 額	加算金額	延 滞 金 額		滞 納 処分費	合 計	法 定 納期限等
				円	円	金 額	起算日			
						円		円	円	
交付要求(参加差押え)年月日										

備考 延滞金額については、「公売通知兼債権申立催告書」に記載してある公売代金納付期限までのものを計算して記載してあります。
(処理要領)

この申立書は、国税徴収法第130条第1項の規定に基づき、交付要求をした徴収金について公売財産の売却代金から配当を受けるために、徴収金の現在額を申し立てる場合に使用する。

債権現在額申立書										
執行機関名 殿 神奈川県 事務所長 印										
当庁が交付要求をした徴収金の現在額は次のとおりです。										
滞納者		住(居)所				氏名				
事件 番号										
交付 徴収 金の 現在 額	年度	税目	納期限	本税額	加算金額	延滞金額		滞納 処分費	合計	法定 納期限等
				円	円	金額	起算日			
						円		円	円	
交付要求年月日										

備考 延滞金額については、「計算書提出の催告書」に記載してある代金納付日までのものを計算して記載してあります。
(処理要領)

この申立書は、民事執行規則第60条の規定に基づき、裁判所から計算書の提出の催告があつた場合に、徴収金の現在額を申し立てるときに使用する。

配当計算書					
年 月 日					
神奈川県 事務所長 印					
次のとおり、換価代金等を配当します。 国税徴収法第131条の規定によりこの計算書を作成します。					
滞 納 者	住 (居) 所				
	氏 名				
受 入	換価財産等の名称、数量、性質及び所在				金 額
					円
支 払	債権者の住(居)所及び氏名	事務所長が確 認した債権額	配当順位	配当金額	備 考
		円		円	
残 余 金(へ交付) 円					
換価代金等の交付	期 日 (交 付 す る 時 間)			場 所	
	年 月 日 (午 前 後 時 分)				

(処理要領)

- 1 この計算書は、国税徴収法第131条の文書に使用する。
- 2 この計算書の謄本には、次のように記載する。

1 この計算書に記載されている処分に不服があるときは、換価代金等の交付期日までに事務所長に異議の申出又は神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計算書に記載されている処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 この計算書(謄本)には付属書類を添付する。

配当計算書付属書類 (滞納者 分)																		
差 押 え に 係 る 徴 収 金	差 押 え	公 取 立 売 て	売 却 決 定	督促状番号	年度	期別	税 目	法定納期限等	税 額	延 滞 金	過少申告 加 算 金	不 加 算 告 金	重加算金	滞納処分費	計	備 考		
									円	円	円	円	円	円	円			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日															
合 計																		
参 加 差 押 え 又 は 交 付 要 求 課	受付年月日		参加差押え・交付要求機関			配当金額		備 考		配 当 後 の 未 納 徴 収 金	督 促 状 番 号	年度	期別	税 目	税 額	延滞金	加算金	計
						円									円	円	円	円
合 計																		
私 債 権	債 権 者 の 氏 名			権利の種類	担保権等設 定 年 月 日	配当金額		備 考		備 考								
						円												
合 計																		
1 配当後の未納徴収金は、公売又は取立てによつて充当できない額であり、今後あなたが更に納付しなければならない額です。																		
2 ※印の欄は、納付の日まで加算されるため、実際に納付しなければならない額はもつと多くなります。																		

検索調書										
年 月 日										
神奈川県 事務所										
神奈川県徴税吏員 ㊟										
滞納処分のため次のとおり検索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作成します。										
滞納者	住(居)所									
	氏 名									
滞納金額	督促番号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞処分費	備考
						円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
検索した場所又は物										
検索した日時		年 月 日 午後 前後 午後 前後 時 分から 時 分まで								
備考										
上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。 ()										
検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 () 年 月 日										

(処理要領)
この調書は、国税徴収法第146条第1項の文書に使用する。

検索調書									
年 月 日									
神奈川県 事務所									
神奈川県徴税吏員 ㊟									
滞納処分のため次のとおり検索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作成します。									
滞納者	住(居)所								
	氏 名								
捜 索 し た 場 所 又 は 物									
捜 索 し た 日 時		年	月	日	午 前 午 後	前後 前後	時	分	から まで
備 考	次の財産を占有しました。								
上記の捜索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。 ()									
検索調書謄本(捜索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日 ()									
上記検索調書謄本記載の財産の保管を命じます。 (保管命令を行った理由) 年 月 日 様 神奈川県 事務所 神奈川県徴税吏員 ㊟									

(処理要領)

この調書の謄本には、次のように記載する。

1 この占有(保管命令)に不服があるときは、この占有(保管命令)のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この占有(保管命令)については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

検索調書			
年 月 日			
神奈川県		事務所	
神奈川県徴税吏員		㊟	
滞納処分のため次のとおり検索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定によりこの調書を作成します。			
滞納者	住(居)所		
	氏 名		
捜 索 し た 場 所 又 は 物			
捜 索 し た 日 時	年 月 日	午 前 午 後	時 分 時 分
備 考	次の財産を搬出しました。		
上記の検索に立ち会い検索調書謄本を受領しました。 ()			
検索調書謄本(検索を受けた者あて)を受領しました。 年 月 日 ()			

(処理要領)

- この調書の謄本には、次のように記載する。
- 1

この搬出に不服があるときは、この搬出のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2

この搬出については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1)

審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2)

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3)

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

差押財産搬出調書		
年 月 日		
神奈川県 事務所		
神奈川県徴税吏員 (印)		
次の差押財産の保管を解除し搬出します。		
滞納者	住（居）所	
	氏 名	
差押 (搬出) 財産	名 称 、 数 量 、 性 質 、 所 在 、 そ の 他	差 押 年 月 日
差押財産搬出調書謄本を受領しました。 立会人 ()		
差押財産搬出調書謄本(() াতে)を受領しました。 ()		
差押財産搬出調書謄本を()に差し置きました。 年 月 日 神奈川県 事務所 神奈川県徴税吏員 (印)		

(処理要領)

- この調書の謄本には、次のように記載する。
- この搬出に不服があるときは、この搬出のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
 - この搬出については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。
- ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第51号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

登 記 嘱 託 書

登記の目的

原 因 年 月 日

変更後の事項

被 代 位 者

代 位 者 神奈川県

代 位 原 因 年 月 日滞納処分による差押

添 付 書 類 代位原因証書 変更証明書

☐登記完了証の交付を希望する。

年 月 日嘱託 法務局 支局(出張所)

嘱 託 者 神奈川県 事務所長 印
住所
連絡先の電話番号
担当者

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第1号

不動産の表示

(処理要領)

- 1 この嘱託書は、代位登記を嘱託する場合に使用する。
なお、第52号様式による差押えの登記嘱託書は別に作成する。
- 2 登記名義人の表示又は権利の変更(更正を含む。)の登記嘱託書に記載する変更登記をすべき事項は、変更後の事項のみを記載すれば足り、変更前の事項を記載することを要しない。
- 3 文字は、直接パソコン(ワープロ)を使用して入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等を用いて、はつきりと記載し、鉛筆は用いない。
また、破線部分については記入しない(第52号様式、第53号様式、第54号様式、第55号様式、第56号様式、第56号様式の2及び第57号様式において同じ。)。
- 4 金銭その他の物の数量、年月日及び番号を記載する場合の文字については、アラビア数字を用いて差し支えない(第52号様式から第58号様式において同じ。)。
- 5 紙質は長期間保存できる丈夫なもの(上質紙等)とし、用紙の裏面は使用せず、登記嘱託書にあつては複数枚にわたる場合には契印する(第52号様式から第58号様式において同じ。)。
- 6 他の添付書類とともに左とじにして提出する(第52号様式から第58号様式において同じ。)。

第52号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

登 記 嘱 託 書

登 記 の 目 的 差 押

原 因 年 月 日 神奈川県 事務所
差 押

権 利 者 神奈川県

義 務 者

添 付 書 類 登記原因証明情報

☐ 登記完了証の交付を希望する。

年 月 日 嘱 託 法務局 支局(出張所)

嘱 託 者 神奈川県 事務所長 
住所
連絡先の電話番号
担当者

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第11号

不動産の表示

(処理要領)

- 1 この嘱託書は、国税徴収法第68条第3項の規定により、不動産の差押えの登記を嘱託する場合(法務省が提供する登記・供託オンライン申請システム(第52号様式の3、第53号様式、第53号様式の3、第55号様式、第55号様式の3、第57号様式及び第57号様式の3において「オンラインシステム」という。)を利用する場合を除く。)に使用する。
- 2 参加差押え又は保全差押えの場合には、差押の文字の上に「参加」又は「保全」の文字を追加して使用する。
- 3 この嘱託書には、第52号様式の2の登記原因証明情報を添付する。

登 記 原 因 証 明 情 報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 神奈川県
義務者

(2) 不動産の表示

所	在
地	番
地	目
地	積

所	在	

家屋番号		

種	類	

構	造	

床	面	積

2 登記の原因となる事実または法律行為

神奈川県 事務所長は、 年 月 日、地方税法第 条第 項に規定する事由が生じたため、同条の規定により、滞納県税を徴収するため、上記1の(2)の不動産を差し押さえた。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

神奈川県 事務所長



第52号様式の3

登記嘱託書兼登記原因証明情報

登記の目的	差	押			
原因		年	月	日	神奈川県 事務所
	差	押			
権利者	神奈川県				
義務者					
添付情報	登記原因証明情報				
	年	月	日	嘱託	
	法務局		支局(出張所) (登記所コード:)		
嘱託者	神奈川県		事務所長 住所 連絡先の電話番号 担当者		
登録免許税	金0円		登録免許税法第5条第11号		
登記完了証の交付方法	(オンラインによる交付を希望する)※				

不動産の表示

不動産番号:

登記原因証明情報	1 当事者及び不動産	
	(1) 当事者	権利者 神奈川県 義務者
	(2) 不動産の表示	
	所 在	
	地 番	
	地 目	
	地 積	
	所 在	
	家屋番号	
	種 類	

構 造
床 面 積

2 登記の原因となる事実又は法律行為

神奈川県 事務所長は、 年 月 日、地方
税法第 条第 項に規定する事由が生じたため、同条の規定
により、滞納県税を徴収するため、上記1の(2)の不動産を差し押
さえた。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

神奈川県 事務所長

(処理要領)

- 1 この様式は、オンラインシステムを利用して、国税徴収法第68条第3項の規定により、不動産の差押えの登記を嘱託する場合に使用する。
- 2 参加差押え又は保全差押えの場合には、差押及び差押えの文字の上に「参加」又は「保全」の文字を追加して使用する。
- 3 ※印の()内の記載については、必要に応じて「登記所での交付を希望する」又は「送付の方法による交付を希望する」に書き換えて使用する(第53号様式の3、第55号様式の3及び第57号様式の3において同じ。)。

第53号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

登 記 嘱 託 書

登記の目的
差 押

目的たる権利
年 月 日受付第 号順位 番 権

原 因
年 月 日神奈川県 事務所
差 押

権 利 者
神奈川県

義 務 者

添 付 書 類
登記原因証明情報

☐登記完了証の交付を希望する。

年 月 日嘱託 法務局 支局(出張所)

嘱 託 者
神奈川県 事務所長
住所
連絡先の電話番号
担当者

登 録 免 許 税
登録免許税法第5条第11号

不動産の表示

- (処理要領)
- 1 この嘱託書は、地上権、永小作権、抵当権付債権等の差押えの登記を嘱託する場合(オンラインシステムを利用する場合を除く。)に使用する。
- 2 この嘱託書には、第53号様式の2の登記原因証明情報を添付する。

登 記 原 因 証 明 情 報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 神奈川県
義務者

(2) 不動産の表示

所	在
地	番
地	目
地	積
所	在
家屋番号	
種	類
構	造
床	面 積

2 登記の原因となる事実または法律行為

神奈川県 事務所長は、 年 月 日、地方税法第 条第 項
に規定する事由が生じたため、同条の規定により、滞納県税を徴収するため、上記1の
(2)の不動産の 番 権を差し押さえた。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

神奈川県 事務所長 印

第53号様式の3

登記嘱託書兼登記原因証明情報

登記の目的
差 押
目的たる権利 年 月 日受付第 号順位 番 権

原因
年 月 日神奈川県 事務所
差 押

権利者
神奈川県

義務者

添付情報
登記原因証明情報

年 月 日嘱託
法務局 支局(出張所) (登記所コード:)

嘱託者
神奈川県 事務所長
住所
連絡先の電話番号
担当者

登録免許税
金0円
登録免許税法第5条第11号

登記完了証の交付方法 (オンラインによる交付を希望する)※

不動産の表示

不動産番号:

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 神奈川県
義務者

(2) 不動産の表示

所 在
地 番
地 目
地 積

所 在

家屋番号
種 類
構 造
床 面 積

2 登記の原因となる事実又は法律行為

神奈川県 事務所長は、 年 月 日、地方
税法第 条第 項に規定する事由が生じたため、同条の規定
により、滞納県税を徴収するため、上記1の(2)の不動産の 番
権を差し押さえた。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

神奈川県 事務所長

(処理要領)

この様式は、オンラインシステムを利用して、地上権、永小作権、抵当権付債権等の差
押えの登記を嘱託する場合に使用する。

登 記 嘱 託 書

登 記 の 目 的 所有権移転 権利登記抹消
差押登記抹消

原 因 年 月 日 公 売
抹 消 す べ き 年 月 日 受付第 号 差 押
登 記 年 月 日 受付第 号 権

権 利 者

義 務 者 所有者
権者

添 付 書 類 登記原因証明情報 配当計算書謄本 住所証明書

☐ 登記完了証の交付を希望する。

年 月 日 嘱 託 法 務 局 支 局 (出張所)
嘱 託 者 神奈川県 事務所長

印

住所
連絡先の電話番号
担当者
課 税 標 準 不動産の価額 金 円
登 録 免 許 税 金 円

不動産の表示

- (処理要領)
- 1 この嘱託書は、不動産登記法第115条の規定により、公売処分による権利の移転の登記等を嘱託する場合に使用する。
 - 2 地方税法第14条の18第2項の規定による通知がされている場合は、その通知書を添付する。
 - 3 買受人が法人の場合は、商業登記法第10条に規定する登記事項証明書等を添付する。
 - 4 登記原因の日付は、買受人が買受代金を納付した日を記載する。
 - 5 この嘱託書には、第54号様式の2の登記原因証明情報を添付する。

登 記 原 因 証 明 情 報

1 当事者及び不動産等

- (1) 当事者

権利者
義務者

(買受人)
(差押時の所有者)
(差押時の抵当権者等)
(差押権利者)

(2) 不動産の表示

所 在

地 番

地 目

地 積

所 在

家屋番号

種 類

構 造

床 面 積

(3) 抹消の対象となる登記

- ①

年 月 日

受付第 号

差押
- ②

年 月 日

受付第 号

抵当権

2 登記の原因となる事実または法律行為

- (1)

神奈川県 事務所長は、

年 月 日

、国税徴収法第113条の規定により、上記1の(2)の不動産について、権利者に対して売却決定を行った。
- (2)

買受人は、

年 月 日

、国税徴収法第115条の規定により、買受代金を納付した。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

神奈川県 事務所長



第55号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

登 記 嘱 託 書

登 記 の 目 的 差押登記抹消

原 因 年 月 日解除
抹 消 す べ き 年 月 日受付第 号差押
登 記

権 利 者

義 務 者 神奈川県

添 付 書 類 登記原因証明情報

☐登記完了証の交付を希望する。

年 月 日嘱託 法務局 支局(出張所)

嘱 託 者 神奈川県 事務所長 
住所
連絡先の電話番号
担当者

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第11号

不動産の表示

(処理要領)

- 1 この嘱託書は、国税徴収法第80条第3項の規定により、差押登記の抹消を嘱託する場合(オンラインシステムを利用する場合を除く。)に使用する。
- 2 参加差押え又は保全差押えの登記の抹消の場合は、差押の文字の上に「参加」又は「保全」の文字を追加して使用する。
- 3 この嘱託書には、第55号様式の2の登記原因証明情報を添付する。

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者
義務者 神奈川県

(2) 不動産の表示

所	在
地	番
地	目
地	積

所	在
家屋番号	
種	類
構	造
床面積	

2 登記の原因となる事実または法律行為

神奈川県 事務所長は、 年 月 日、上記1の(2)の不動産の差押えを解除した。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

神奈川県 事務所長



第55号様式の3

登記嘱託書兼登記原因証明情報

登記の目的 差押登記抹消

原因 年 月 日解除

抹消すべき登記 年 月 日受付第 号差押

権利者

義務者 神奈川県

添付情報 登記原因証明情報

年 月 日嘱託
法務局 支局(出張所) (登記所コード:)

嘱託者 神奈川県 事務所長
住所
連絡先の電話番号
担当者

登録免許税 金0円
登録免許税法第5条第11号

登記完了証の交付方法 (オンラインによる交付を希望する)※

不動産の表示

不動産番号:

登記原因証明情報 1 当事者及び不動産
(1) 当事者 権利者
義務者 神奈川県
(2) 不動産の表示
所在地番
地目
地積

所在地
家屋番号
種類

構 造
床 面 積

- 2 登記の原因となる事実又は法律行為
神奈川県 事務所長は、 年 月 日、上記1
の(2)の不動産の差押えを解除した。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

神奈川県 事務所長

(処理要領)

- 1 この様式は、オンラインシステムを利用して、国税徴収法第80条第3項の規定により、
差押登記の抹消を嘱託する場合に使用する。
- 2 参加差押え又は保全差押えの登記の抹消の場合は、差押及び差押えの文字の上に「参加」
又は「保全」の文字を追加して使用する。

第56号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

[illegible]

登 記 嘱 託 書

登記の目的 抵当権設定

原 因 年 月 日 納税の猶予(猶予)に係
る 年度 税について
の 年 月 日 抵当権設定

債 権 額 金 円

延滞金額 地方税法による金額

債務者

抵 当 権 者 神奈川県(取扱事務所 神奈川県 事務所)

設定者

添付書類 登記原因証明情報 承諾書(印鑑証明書付)

☐登記完了証の交付を希望する。

年 月 日嘱託 法務局 支局(出張所)

嘱託者 神奈川県 事務所長
住所
連絡先の電話番号
担当者

印

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産の表示

(処理要領)

- 1 この嘱託書は、地方税法施行令第6条の10第2項の規定により、抵当権の設定の登記を嘱託する場合に使用する。
- 2 この嘱託書には、第56号様式の2の抵当権設定登記承諾書及び第56号様式の3の登記原因証明情報を添付する。

抵 当 権 設 定 登 記 承 諾 書

原 因 年 月 日 納税の猶予(猶予)に係
る 年度 年 月 日 抵当権設定 税について

納 税 者
(債 務 者)

債 権 額 金 円

延 滞 金 額 地方税法による金額

末記物件に上記の抵当権設定をすることを承諾します。

年 月 日

設定者

住 所

氏 名



神奈川県 事務所長 殿

不動産の表示

登 記 原 因 証 明 情 報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 抵当権者 神奈川県
設 定 者

(2) 不動産の表示

所	在
地	番
地	目
地	積
所	在
家屋番号	
種	類
構	造
床	面 積

2 登記の原因となる事実または法律行為

(1) 被担保債権
神奈川県 事務所長は、 (債務者)との間で、 年
月 日、地方税法第 条第 項の規定による、納税の猶予(猶予)に係る次の
年度 税につき、上記1の(2)の不動産を担保とすることに合意
した。

債 権 額 金 円
延滞金額 地方税法による金額

(2) 抵当権の設定
(設定者)は、神奈川県 事務所長に対して、(1)記載の債権を被担
保債権とする抵当権を、上記1の(2)の不動産に設定する旨承諾した。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

抵当権者(取扱事務所) 神奈川県 事務所長 

設 定 者 住 所
氏 名 

第57号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

登 記 嘱 託 書

登 記 の 目 的 抵当権抹消

原 因 年 月 日完納(担保解除)

抹 消 す べ き 年 月 日受付第 号抵当権
登 記

権 利 者

義 務 者 神奈川県

添 付 書 類 登記原因証明情報

☐登記完了証の交付を希望する。

年 月 日嘱託 法務局 支局(出張所)

嘱 託 者 神奈川県 事務所長 印
住所
連絡先の電話番号
担当者

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第11号

不動産の表示

(処理要領)

- 1 この嘱託書は、抵当権の抹消の登記を嘱託する場合(オンラインシステムを利用する場合を除く。)に使用する。
- 2 この嘱託書には、第57号様式の2の登記原因証明情報を添付する。

登 記 原 因 証 明 情 報

1 当事者及び不動産等

(1) 対象となる抵当権の登記
年 月 日受付第 号抵当権

(2) 当事者 権利者
義務者 神奈川県

(3) 不動産の表示

所	在

地	番

地	目

地	積

所	在

家屋番号	

種	類

構	造

床面積	

2 登記の原因となる事実または法律行為

本件抵当権の被担保債権について、 年 月 日、完納になった。
(年 月 日、1(1)の抵当権を解除した。)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

神奈川県 事務所長 印

第57号様式の3

登記嘱託書兼登記原因証明情報

登記の目的 抵当権抹消

原因 年 月 日完納(担保解除)

抹消すべき登記 年 月 日受付第 号抵当権

権利者

義務者 神奈川県

添付情報 登記原因証明情報

年 月 日嘱託
法務局 支局(出張所) (登記所コード:)

嘱託者 神奈川県 事務所長
住所
連絡先の電話番号
担当者

登録免許税 金0円
登録免許税法第5条第11号

登記完了証の交付方法 (オンラインによる交付を希望する)※

不動産の表示

不動産番号:

- 登記原因証明情報
- 1 当事者及び不動産等
 - (1) 対象となる抵当権の登記
年 月 日受付第 号抵当権
 - (2) 当事者 権利者
義務者 神奈川県
 - (3) 不動産の表示
所 在
地 番
地 目
地 積

所 在
家屋番号
種 類
構 造
床 面 積

2 登記の原因となる事実又は法律行為

本件抵当権の被担保債権について、 年 月 日、
完納になった。(年 月 日、1(1)の抵当権を解除し
た。)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

神奈川県

事務所長

(処理要領)

この様式は、オンラインシステムを利用して、抵当権の抹消の登記を囑託する場合に使用する。

閱 覧 申 請 書

登 記 簿

目 的 登記嘱託書作成

手 数 料 登記手数料令第19条

年 月 日申請 法務局 支局(出張所)

印

職務上必要につき上記の職員に閲覧させます。

神奈川県 事務所長

印

換価執行に関する求意見書			
執行機関名		年 月 日	
殿			
神奈川県		事務所長	
		印	
当所が参加差押えをした次の財産について、当所が換価の執行をすることに対する貴庁の意見(国税徴収法第89条の2第2項)を求めます。 なお、貴庁の意見は、別添「換価執行に関する意見」により 年 月 日までに回答してください。			
滞 納 者	住 (居) 所		
	氏 名		
貴 庁 の 差 押 年 月 日		年 月 日	
参 加 差 押 え を し た 財 産			
備 考			

(処理要領)

この求意見書は、徴収法第89条の2第2項により、差押行政機関等に対して換価執行に関する意見を求める場合に使用する。

(別添)

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

換価執行に関する意見		
年 月 日		
神奈川県 事務所長 殿		
執行機関名		
年 月 日付け第 号で意見を求められた換価執行について、次のとおり回答します。		
滞 納 者	住 (居) 所	
	氏 名	
回	答	同 意 ・ 不 同 意 (いずれかを○で囲む。)
不 同 意 の 理 由	☐ 当庁において速やかに換価するため。	
	☐ 既に他の行政機関等による換価執行に同意しているため。	
	(国税徴収法第89条の2第2項)	
	☐ その他()	
備 考		

(処理要領)

「換価執行に関する意見」は、差押行政機関等が、換価に関する意見を回答する場合に使用し、「換価執行に関する求意見書」に添付する。

換価執行決定告知書											
換価同意行政機関等名 殿										年 月 日	
神奈川県 事務所長										印	
下記の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第89条の2第1項の規定により、次の財産について、当所において換価の執行をすることを決定したので、同条第3項の規定により告知します。 なお、貴庁が既に交付を受けている交付要求書、参加差押書(2以上の参加差押書を受けている場合に限る。)及び差押関係書類を当所に引き渡してください。											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞納金額	督促状番号	年度	期別	税 目	納期限	税 額	延 滞 金 額		加算金額	滞 納 処 分 費	備考
						円	法律による金額	円	円	法律による金額	
							〃			〃	
							〃			〃	
							〃			〃	
貴庁の差押年月日			年 月 日			貴庁の同意年月日			年 月 日		
換価執行する財産											
備考											

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この告知書作成の日までのものです。

(処理要領)

本告知書は、徴収法第89条の2第3項の規定により、換価執行決定をした旨を換価同意行政機関等に告知する場合に作成する。

換価執行決定通知書										
滞納者 様 神奈川県 事務所長 印 年 月 日 下記の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第89条の2第1項の規定により、次の財産について、差押えをした下記の行政機関等の同意を得て、当所において換価の執行をすることを決定したので、同条第4項の規定により通知します。 なお、今後、次の財産を公売することを予定しています。										
滞 納 者	住 (居) 所									
	氏 名									
滞 納 金 額	督促状 番 号	年度	期別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金 額	加算金額	滞 納 処 分 費	備考
						円	法律による 円 金額	円	法律による 円 金額	
							〃		〃	
							〃		〃	
							〃		〃	
差押えをした行政機関等										
差 押 年 月 日			年 月 日		同 意 年 月 日			年 月 日		
換 価 執 行 す る 財 産										
備 考										

- 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 2 この通知書に記載されている処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又は公売する日若しくは随意契約により売却する日までのいずれか早い日までに神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 この通知書に記載されている処分については、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(処理要領)

この通知書は、国税徴収法第89条の2第4項の文書に使用する。

換価執行決定通知書											
行政機関等 殿										年 月 日	
神奈川県 事務所長										印	
下記の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第89条の2第1項の規定により、次の財産について、差押えをした下記の行政機関等の同意を得て、当所において換価の執行をすることを決定したので、同条第4項の規定により通知します。 なお、今後、新たに参加差押え又は交付要求を行う場合は、当所に対して行ってください。											
滞 納 者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞 納 金 額	督促状 番 号	年度	期別	税 目	納 期 限	税 額	延滞金額		加算金額	滞 納 処 分 費	備考
						円	法律による 円 金額		円	法律による 円 金額	
							〃			〃	
							〃			〃	
							〃			〃	
差押えをした行政機関等											
差 押 年 月 日				年 月 日		同 意 年 月 日			年 月 日		
換 価 執 行 す る 財 産											
備 考											

「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

(処理要領)

この通知書は、国税徴収法第89条の2第4項の文書に使用する。

交付要求書等及び滞納処分(差押)関係書類引渡書			
執行機関名 殿		年 月 日	
印			
次の交付要求書等及び滞納処分(差押)関係書類を引き渡します。			
滞 納 者	住 (居) 所		
	氏 名		
書類名		書類提出者の名称	通数
			備考

上記の書類を受領しました。

年 月 日

殿 執行機関名

連絡先 ()

(処理要領)

- 1 この引渡書は、国税徴収法施行令第42条の2第1項及び第42条の3第4項の規定により、換価同意行政機関等又は差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に対して交付要求書その他の書類を引き渡す場合に使用する。
- 2 正副2通を作成し、次のとおり使用する。

(1) 換価執行決定をした場合

表題及び定型文言の「(差押)」を二重線で抹消する。

また、「換価執行決定告知書」に併せて換価同意行政機関等に送付し、正副2通に引き渡すべき書類(写しの場合はその旨)を記載の上、書類に添付して返戻させる。

なお、受領した副本は、署名(記名を含む。)の上、再度換価同意行政機関等へ送付する。

(2) 換価執行決定を取り消した場合

表題及び定型文言の「滞納処分」を二重線で抹消する。

換価執行決定の取消し前に受領した交付要求書その他の書類を記載の上、「換価執行決定取消通知書」に併せて、換価同意行政機関等または差押えの効力を生ずべき行政機関等に送付する。

なお、副本は受領証として署名(記名を含む。)の上返戻させる。
- 3 「備考」欄には、引き渡しを受ける交付要求書等の到達順位等の記載を求める。また、引渡しをする場合は、上記順位等を記載する。
- 4 引渡しをする交付要求書等その他の書類は、次に掲げる書類とする。この場合において、その書類の原本を送付することができないときは、その写しを送付する。

(1) 特定参加差押不動産につき、換価執行決定前に交付を受けた「交付要求書」又は2以上の参加差押えがされている場合は「参加差押書」

(2) 国税徴収法施行令第4条第1項、第2項及び同令第8条第3項の規定により質権者等から提出された書類

(3) 国税徴収法第130条第1項及び国税徴収法施行令第48条第1項の規定により質権者等から提出された「債権現在額申立書」及びその添付書類

換価執行決定取消通知書		
換価同意行政機関等 殿		年 月 日
神奈川県		事務所長 印
国税徴収法第89条の3の規定により、次の財産について換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。		
滞 納 者	住（居）所	
	氏 名	
換 価 執 行 決 定 を 取 り 消 す 財 産		
	換価執行決定年月日	年 月 日
備 考		

(処理要領)

- 1 この通知書は、国税徴収法第89条の3第3項の規定により、換価同意行政機関等に通知するため使用する。
- 2 「備考」欄には次の定型文を記載する。

「換価執行決定の取消しに伴い、当所が交付を受けた参加差押書(、交付要求書及び差押関係書類)は、国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定により、貴庁に引き渡します。」

- 3 特定参加差押えの解除により換価執行決定を取り消す場合は、参加差押えを解除した旨を付記する。

換価執行決定取消通知書		
滞納者様		年 月 日
神奈川県		事務所長 印
国税徴収法第89条の3の規定により、次の財産について換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。		
滞納者	住 (居) 所	
	氏 名	
換価執行決定を取り消す財産		
	換価執行決定年月日	年 月 日
備考		

(処理要領)

- 1 この通知書は、国税徴収法第89条の3第3項の規定により、滞納者に通知するために使用する。
- 2 「備考」欄には次の定型文を記載する。

なお、「(略)国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定により、」以降には、取消事由に応じて、「換価同意行政機関等である●●市長に引き渡します。」又は「差押えの効力を生ずべき参加差押えをした●●市長に引き渡します。」旨を追記する。

定型文：「換価執行決定の取消しに伴い、当所が交付を受けた参加差押書(、交付要求書及び差押関係書類)は、国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定により、～。」。

換価執行決定取消通知書		
行政機関等 殿		年 月 日
神奈川県		事務所長 
国税徴収法第89条の3の規定により、次の財産について換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。		
滞 納 者	住 (居) 所	
	氏 名	
換 価 執 行 決 定 を 取 り 消 す 財 産		
	換価執行決定年月日	
備 考		

(処理要領)

- この通知書は、国税徴収法第89条の3第3項の規定により、交付要求(参加差押えを含む。)をした行政機関等に通知するために使用する。
- 「備考」欄については、「換価執行決定取消通知書(滞納者用)」に準ずる。

なお、「(略)国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定により、」以降には、取消事由に応じて、「換価同意行政機関等である●●市長に引き渡します。」又は「差押えの効力を生ずべき参加差押えをした●●市長に引き渡します。」旨を追記する。

定型文：「換価執行決定の取消しに伴い、当所が交付を受けた参加差押書(、交付要求書及び差押関係書類)は、国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定により、～。」。

換価執行決定取消通知書 兼公売手続の続行通知書		
滞納者様		年 月 日
神奈川県		事務所長 印
国税徴収法第89条の3の規定により、次の財産について換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。 なお、当所の参加差押えについて差押えの効力が生じたため、国税徴収法第89条の4の規定により、公売手続は続行します。		
滞納者	住（居）所	
	氏 名	
換価執行決定を取り消す財産		
	換価執行決定年月日	年 月 日
備考		

(処理要領)

この通知書は、国税徴収法第89条の3第3項の規定により、滞納者に通知するために使用する。

換価執行決定取消通知書 兼公売手続の続行通知書		
行政機関等 様		年 月 日
神奈川県		事務所長 印
国税徴収法第89条の3の規定により、次の財産について換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。 なお、当所の参加差押えについて差押えの効力が生じたため、国税徴収法第89条の4の規定により、公売手続は続行します。		
滞 納 者	住（居）所	
	氏 名	
換 価 執 行 決 定 を 取 り 消 す 財 産		
	換 価 執 行 決 定 年 月 日	
年 月 日		
備 考		

(処理要領)
この通知書は、国税徴収法第89条の3第3項の規定により、交付要求(参加差押えを含む。)をした行政機関等に通知するために使用する。